

平成26年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

平成27年 月

法務省

目 次

1 法務省の政策体系	1
2 平成26年度事後評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2) 法教育の推進	14
(3) 法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）	19
(4) 法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の 実態と処遇に関する研究）	33
(5) 檢察権行使を支える事務の適正な運営	48
(6) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施 ..	88
(7) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	97
(8) 人権の擁護	103
(9) 出入国の公正な管理	131
(10) 法務行政における国際協力の推進	137

政 策 体 系

基本政策	
政策	
施策	
I 基本法制の維持及び整備	
1 基本法制の維持及び整備	(事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。)
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。)
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。)
	(1) 総合法律支援の充実強化 (裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)
	(2) 法曹養成制度の充実 (高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。)
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。)
	(4) 法教育の推進 (国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。)
3 法務に関する調査研究	(内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 檢察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

- (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

- (3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) 人権の擁護（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **出入国の公正な管理**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VII 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VIII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省26- (1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))				
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	114,532 0 0	116,823 0 —	130,411 0 —
	合計(a+b+c)	114,532	116,823	—	
	執行額(千円)	95,772	91,313	—	
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課		
評 価 方 式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が

実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国的基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成26年度においては、平成22年度から平成25年度までと同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成26年度に実施した政策（具体的な内容）

平成26年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成26年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○民法の一部を改正する法律案（平成27年3月提出）

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成27年3月提出）

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成27年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

「情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完

了しており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容	立法作業の状況
【民事関係】		
児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	[民法等] ・民法の親権に関する規定の見直し（平成23年5月27日成立）	整備済み 平成23年3月、第177回国会に提出した「 <u>民法等の一部を改正する法律案</u> 」は、親権停止制度の創設等を内容とするものであるが、同法律案は、同年6月、全会一致で可決され、成立した。その後、必要な政令、規則等の策定を行い、同法律は、平成24年4月1日から施行された。
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	[新規立法] ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備（平成25年6月12日成立）	整備済み 平成23年5月、政府としてハーグ条約を締結するとの閣議了解がされたことを踏まえ、同年6月、ハーグ条約を実施するために必要な法律案のうち、子の返還のための裁判手続等の在り方について、法制審議会に諮問された。その後、同年7月から平成24年1月まで、ハーグ条約（子の返還手続関係）部会において必要な調査審議が行われ、同年2月、「 <u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）</u> 」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。そして、この答申を踏まえ、「 <u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案</u> 」を立案し、同年3月、同法律案を第180回国会に提出した。同法律案は廃案となった。平成25年3月、第183回国会に提出した同内容の法律案は、同年6月12日に成立し、平成26年4月1日に施行された。
最高裁が、民法第900条第4号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反である旨の決	[民法等] ・民法（第900条第4号ただし書）の見直し（平成25年12月5日成立）	整備済み 平成25年11月12日、第185回国会に提出した「 <u>民法の一部を改</u>

<p>定をした（最大決平成25年9月4日）。民法第900条は、相続に関する私人間の法律関係を規律する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定の改正を行う。</p>		<p><u>正する法律案</u>は、民法第900条第4号ただし書の前半部分（嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分）を削除するものであるが、同法律案は、同年<u>12月5日</u>に成立し、同月<u>11日</u>から施行された。</p>
<p>上記民法第900条第4号ただし書の改正に伴って、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないか、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった観点から、相続法制の在り方について検討すべきであるという指摘がされた。そこで、相続法制について見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（相続関係）の見直し</p>	<p>法制審議中 民法（相続関係）の見直しについては、平成27年2月に法制審議会に諮問され、民法（相続関係）部会が設置された。同部会は、同年4月から調査審議を行う予定である。</p>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（債権関係）の見直し</p>	<p>国会提出中 民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、同年11月から平成27年2月まで民法（債権関係）部会において調査審議が行われた。同月「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、同年3月、これらの法律案を第189回国会に提出了。</p>
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p>	<p>[罹災都市借地借家臨時処理法等] ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるための法整備 (平成25年6月19日成立)</p>	<p>整備済み 平成25年6月、第183回国会に提出した「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案」は、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合における借地人の保護等を図るため、借地借家に関する特別な制度を設けるものであるが、同法律案は、平成25年6月19日に成立し、同年<u>9月25日</u>に施行された。なお、同法の制定に伴い罹災都市借地借家臨時処理法は廃止された。</p>

<p>等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うこと可能とする制度を新設する等の法整備 <p>(平成25年6月19日成立)</p>	<p>同国会に提出した「<u>被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案</u>」は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受け、又は滅失した場合における措置として、多数決により建物の取壊しや敷地の売却を可能とする制度等を創設したものであるが、同法律案は、平成25年6月19日に成立し、同月<u>26日に施行された</u>。</p>
<p>近時、コーポレート・ガバナンス^{*1}の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。</p> <p>また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>[会社法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備 <p>(平成26年6月20日成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方の検討 	<p>整備済み</p> <p>会社法制の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成24年8月まで会社法制部会において調査審議が行われた。同年9月、「会社法制の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>会社法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案</u>」を立案し、平成25年11月、これらの法律案を第185回国会に提出したが、同国会においては、審議されないまま、閉会中審査となった。これらの法律案は、平成26年6月20日、第186回国会において成立した。</p> <p>(注) これらの法律は、平成27年5月1日に施行された。</p>
<p>商法のうち運送・海商に関する分野については、商法制定から115年もの間、実質的な見直しがされておらず、国内航空運送に関する規定を欠くなど、社会・経済情勢の変化に対応していないため、その全般的な見直しを行う。</p>	<p>[商法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 商法のうち運送・海商に関する規律の見直し 	<p>法制審議中</p> <p>商法（運送・海商関係）等の改正については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、<u>商法（運送・海商関係）部会</u>が設置された。同部会は、同年4月から調査審議を行い、平成27年3月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。引き続き、パブリック・コメントの結果を踏まえた調査審議が行われる予</p>

		定である。
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<p>[民事訴訟法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 (平成23年4月28日成立) 非訟事件手続法及び家事審判法の見直し (平成23年5月19日成立) 人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<p>整備済み 「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」が、第177回国会において原案どおり可決・成立し、平成23年5月2日、平成23年法律第36号として公布され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>整備済み 平成23年4月、第177回国会に提出した「非訟事件手続法」、「家事事件手続法」等は、同年5月、全会一致で可決され、成立し、必要な政令等の策定作業を経て、平成25年1月1日から施行された。</p> <p>法制審議中 外国法制（EU、独、オーストリア、仏、米、中国、韓国）について調査をした。 平成24年11月から平成26年1月まで、外部の研究会（学者・実務家及び当省の担当者等で構成）において検討が行われ、同年3月に報告書が取りまとめられた。同年2月に法制審議会に諮問され、国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会が設置された。同部会は、同年4月から調査審議を行い、平成27年2月、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」が取りまとめられた。引き続き、パブリック・コメントの結果を踏まえた調査審議が行われる予定である。</p>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があ</p>	<p>[行政事件訴訟法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証 (平成24年11月22日「改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書」を公表) 	<p>整備済み 行政法研究者、日本弁護士連合会、最高裁判所が参加する研究会において検証作業を進め、その成果を取りまとめて公表し、併せて、これに基づく検討の結果を公表した（平成24年11月22</p>

		<p>ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{*2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>
<p>公益信託ニ関スル法律について は、大正11年に信託法の一部として制定されて以来、実質的な見直しがされていない。</p> <p>他方で、公益信託制度と同様の社会的機能を営む公益法人制度については、平成18年に全面的な見直しがされ、旧来の主務官庁による許可制を廃止する等の法整備がされている。</p> <p>そこで、公益法人制度との整合性を図りつつ、現代社会に適合した公益信託制度とするため、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[公益信託ニ関スル法律] ・公益信託ニ関スル法律の見直し</p>	<p>検討中</p> <p>公益信託ニ関スル法律の見直しについては、平成27年4月から、「公益信託法改正研究会」(信託法研究者や、関係省庁の担当者等で構成)において、検討を行う予定である。</p>

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>[IT革命の推進等に伴う刑事関係法令(実体法・手続法)の整備] ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立・7月14日施行) ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手續の整備 (平成23年6月17日成立・平成24年6月22日施行)</p>	<p>整備済み</p> <p>既に必要な立法作業は完了している。</p>
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処で</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備] ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の</p>	<p>整備済み</p> <p>強制執行妨害行為に対する罰則整備については、施行済みの上記サイバー犯罪に対する罰則</p>

<p>きるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>整備 (平成23年6月17日成立・7月14日施行) ・企業の刑事責任の在り方</p>	<p>の整備に関する法律に含まれており、既に必要な立法作業は完了している。</p> <p>検討中</p> <p>・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。</p>
--	--	---

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(2))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け : I - 2 - (4))				
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るために、法教育を推進する。				
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,677	14,119	14,387
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	
	合計(a+b+c)	6,168	15,677	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額（千円）	5,311	12,416	—	

測定指標	平成26年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
法教育推進協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行った。各機関等において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホ		

ホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。

また、普通科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行った⁴⁵。

参考指標	実績値				
1 协議会等の過去5年間の開催実績（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4	8	6	5	7

測定指標	平成26年度目標	達成			
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を深め、法教育の実践を拡大させる。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
平成26年度には、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育の実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成し、全国の中学校等へ配布した。 さらに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した（別紙参照）。					
参考指標	実績値				
2 法教育授業実施回数（回）	22年度 2,172	23年度 2,066	24年度 2,261	25年度 2,992	26年度 3,325

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等を行うことが求められる。 同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公

表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成25年度に実施した全国の中学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成するとともに、全国の普通科高等学校に対しても法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえ、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、協議会等において、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育実践状況調査結果に基づき、中学生向けに作成した法教育教材を全国の中学校等に配布し、学校現場における法教育実践活動への協力・支援を行った。また、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1、2関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るために、法教育を推進する。

【測定指標】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において	該当なし
---------------	------

て使用した資料その他の情報

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成27年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの）。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

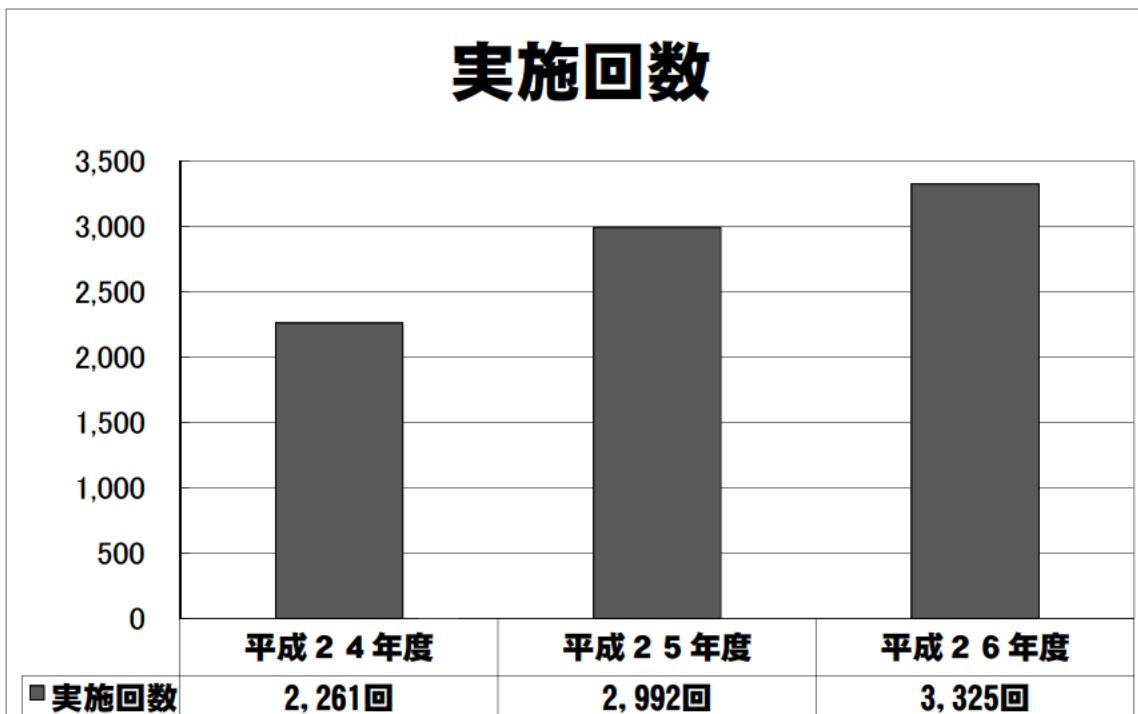
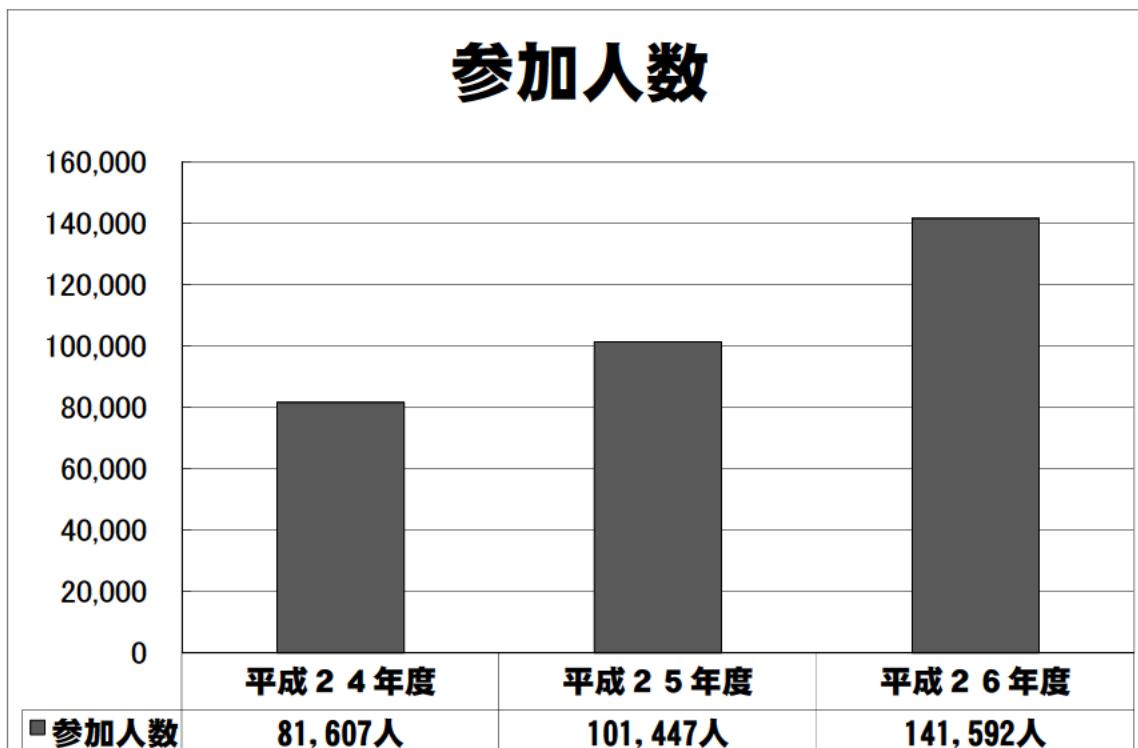
*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法曹関係者と教育関係者との連絡の在り方に関する検討」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照

法教育授業実施結果



平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省26- (3))

施 策 名	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	23年度	24年度	25・26年度	27年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	3,675 0 0	2,876 0 0	0 0 —
	合計(a+b+c)	3,675	2,876	—	
	執行額(千円)	3,675	2,876	—	
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数に止まらず暗数が多いのではないかとの指摘もある性犯罪被害等、多様な要因により顕在化されていない犯罪被害の実態を把握することは、有効で適切な犯罪防止政策等の施策を検討するために有用であり、刑事政策にとって必須の基礎的研究である。また、これらは、国民生活に直接関わる治安情報として国民の関心も高い。

我が国における犯罪被害実態の調査としては、各国の犯罪被害の実態の把握と多国間における比較を目的としておおむね4年ごとに行われている国際犯罪被害実態調査に基づく調査を、平成12年に国連犯罪司法研究所から参加要請を受けて以降、法務省法務総合研究所において計3回実施してきているところ、犯罪被害実態について、国際比較を踏まえた経年比較を行うため、同調査を引き続き実施することが必要である。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成23年度から平成24年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

無作為抽出した全国の16歳以上の男女4,000人

(イ) 調査項目

基本的に、国際犯罪被害実態調査の調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの）と共に項目とする。

なお、本調査研究後に、海外において実施が予定されていた国際犯罪被害実

態調査は、種々の事情によりこれまでのところ実施されていない。

ウ 調査方法

上記調査項目を記載した質問票による郵送調査を行う。
なお、調査の実施（データ入力等を含む。）は、民間業者に委託する。

エ 分析方法

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害、不法目的侵入等）及び個人犯罪被害（強盗、性的事件等）の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成22年6月7日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおりの評価になった。

(1) 必要性

犯罪被害の実態は、刑事政策を検討する上での基礎資料となるものであると同時に、広く国民にとっての关心事項でもあるから、これを明らかにすることは有益である。また、国際犯罪被害実態調査は、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、経年比較もできる唯一のものであって、本研究における調査の意義、必要性は高い。

(2) 効率性

本研究において、我が国に関する調査を行うだけで、国際比較が可能となる成果を得ることが期待できるのであるから、我が国独自で国際的な調査を行う場合に比べてはるかに低費用で行うことができる。さらに、法務総合研究所は、過去3回の調査を実施しており、その調査・分析に関するノウハウの蓄積を活用するとともに、過去の調査結果との経年比較を行うなど、継続性がある研究を効率的に実施することが期待できる。

(3) 有効性

本研究における調査については、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握し、経年比較ができる唯一のものとして、その意義は、社会的、刑事政策的、学術的に高く評価されている。また、法務省各部局で行う犯罪被害防止策等の刑事政策の改善の要否等の判断も可能となることなども期待できる。

(4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められるなど、平成23年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

本研究の評価について、事前評価においては、犯罪被害実態等の国際比較を行うことが主な目的の一つであったことから、評価基準とは別の基準で評価を行った。しかし、これまでのところ国際犯罪被害実態調査が実施されていないことから、本研究に対する事後評価は、評価基準に従い、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、評価基準第4の2（別紙1）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

効果的な治安対策の前提となる犯罪の発生状況について、警察等に認知されていない

犯罪件数（暗数）を把握するため、平成24年1月に層化二段無作為抽出法^{*1}により全国から選んだ16歳以上の男女4,000人を調査対象として郵送調査を実施し、警察に届けられなかった犯罪件数、犯罪被害者と被害の実態、犯罪動向に関する経年比較データ等について、以下の知見を得た。

ア 犯罪被害の実態

世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当するいずれかの犯罪被害に遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の34.4パーセントであり、平成23年1年間では11.9パーセントであった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第3回調査（2008年）時と第4回調査（2012年）時とでは大きな変動はないが、第1回調査時からは低下している。

比較的被害率の高い自動車損壊、オートバイ盗及び自転車盗については、第1回調査から第4回調査時までは低下傾向にあるものの、今回は大きな変動は見られなかった。

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析^{*2}を行った結果、全犯罪被害について、年齢のみが有意としてモデルに採用され、59才以下の者は60歳以上に比べて、犯罪被害に遭う確率が有意に高いなどの結果が得られた。

イ 犯罪に対する不安

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第3回調査に比べ、第4回調査では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる者の比率が上昇した。

例えば、第3回調査と比べ、「暗くなつた後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか」との問い合わせに対して、「とても安全」とする者の比率が低下する一方、「やや危ない」とする者の比率が上昇した。

なお、自宅の防犯設備等の状況について第1回調査から第4回調査において顕著に認められる傾向として、侵入防止警報機や特別のドア鍵等の住居の防犯設備を設置する者の比率が増加した。

ウ 被害率と認知件数の比較

自動車盗、車上盗等の7つの被害態様について、過去4回の調査による被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図（別紙2）からは、それぞれ極端に異なった動向を示唆するものはなかった。

エ 犯罪被害の状況

（ア）世帯犯罪被害

自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。乗り物関係の被害の状況では、オートバイ盗及び自転車盗の被害に遭った者の比率について、住居形態がアパート等の場合は高く、一戸建ての場合は低いなどの特徴が見られた。住居への不法侵入（未遂を含む。）については、都市規模、住居形態及び防犯設備の有無による被害率の違いは見られなかった。しかし、世帯人数別で見ると、「単独世帯」の場合は、被害率が高かった。

被害の申告状況では、乗り物関係の被害について、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、主な不申告理由は、「それほど重大ではない」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）については、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「犯人を処罰してほしいから」であった。

（イ）個人犯罪被害

個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。被害の状況を見ると、強盗については、無職・定年又は学生の者が被害に遭った比率が高く、窃盗及び暴行・脅迫については、60歳以上の者が被害に遭った比率が低かった。性的被害では、女性、39歳以下の者、独身の者が被害に遭った比率が高かったものの、全ての被害に共通する

特徴は見られなかった。

被害に遭った場所で回答数が一番多かったのは、「自宅のある市町村内」、「自宅・自宅敷地内」又は「職場」であり、身近な場所で被害に遭っている者が多かった。被害の申告状況については、強盗以外では、不申告と答えた者の方が多かった。しかし、いずれの被害においても、都市規模別、性別及び年齢層別による被害申告の有無に有意な差は見られなかった。また、申告理由としては、「再発を防ぐため」が上位であった。

なお、強盗については、今回の調査を含めたこれまで4回の調査において、被害に遭った者に占める申告の割合は、第1回調査及び第2回調査では不申告の割合が高く、第3回調査及び第4回調査では申告の割合が高かった。また、性的被害に関しては、不申告の割合が調査を重ねるにつれて若干低くなっているものの、申告の割合を大きく上回っている(性的被害について、第1回調査及び第2回調査は、女性のみを調査対象としている。)。

(ウ) 各種詐欺・個人情報の悪用の被害

個人を被害の対象としたものでは、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、世帯を被害の対象としたものでは、消費者詐欺の被害率が最も高かった。被害の状況を見ると、インターネットオークション詐欺では、男性の方が女性よりも被害に遭った者の比率が高く、クレジットカード情報詐欺では、被害に遭った者の比率は40~59歳の者が高く、60歳以上の者が低かった。

被害の申告状況では、申告理由について、「被害を取り戻すため」、「再発を防ぐため」という理由が、他の理由に比べて多く、不申告理由については、「それほど重大ではない(損失がない、たいしたことではない)」という理由が、他の理由に比べて多かった。

オ 治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を見ると、第2回調査及び第3回調査に比べ、「良い」とする者の比率が上昇し、「悪い」とする者の比率が低下する傾向が見られた。

居住地域における犯罪被害への不安は、夜間の一人歩きに対する不安(個人犯罪被害に対する不安)及び不法侵入の被害に遭う不安(世帯犯罪被害に対する不安)に大別される。前者について、ロジスティック回帰分析によると、59歳以下の者、女性、個人犯罪被害がある者、既婚・同棲の者、世帯犯罪被害がある者は不安を感じる傾向が高かった。後者について、同分析によると、個人犯罪被害のある者、世帯犯罪被害のある者、一戸建て住宅の者、女性は不安を感じる傾向が高かった。我が国の治安に関する認識について、同分析によると、女性、人口10万人未満の都市規模の者、無職・定年・主婦等は不安を感じる傾向が高かった。居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識では、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い者が、我が国の治安に関する認識を悪く捉える傾向にあった。

カ 成果物

上記の本研究の成果は、研究部報告⁴⁹*3として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙3のとおりである。

(必要性の評価項目)

犯罪被害の実態を明らかにすることを目的とする本研究は、おおむね4年ごとに実施されており、今回で4回目となる。その研究結果は、犯罪被害の実態について経年比較が可能な唯一の公的犯罪統計であり、我が国の刑事政策上の施策を検討する上で

の重要な基礎資料となるものである。したがって、本研究は、刑事政策の適切な策定運用が求められる法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。また、本研究は、国際犯罪被害実態調査の国際基準に沿って実施され、国際比較を行うなどした第1回、第2回の研究から引き続き実施されている第4回目の研究であるとともに、第3回までの研究との経年比較も可能となる唯一の研究であって、代替性のない研究である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は20点中20点である。

(効率性の評価項目)

調査対象者は、全国の16歳以上の男女を母集団として、200地点から層化二段無作為抽出法により抽出しており、適切に代表性が確保されている上、標本数も4,000標本（男女各2,000標本）と分析に十分な数が確保できており、調査対象者の設定は非常に適切であった。本研究の実施手法については、第1回目から第3回目までは訪問調査であったところ、予算面の制約から、社会調査等を専門とする業者を活用し、適正かつ効率的な郵送調査として実施した。また、データの精度を高めるため、謝礼や督促状を活用し回収率の向上に努めたほか、フリーダイヤル窓口を設置して調査対象者の疑問や質問に対応するなどの工夫をし、誤った理解による回答や無回答の削減にも努めた。ただし、本研究の実施手法を変更した結果、第3回目までの調査に比べて回収率が低くなるとともに、回答における「分からぬ」の比率が高くなるなどの傾向が認められた。調査・分析については、刑事政策の実務家である研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。また、費用対効果の観点から、研究官等が実施することが合理的とは言えない全国にまたがる調査対象者の抽出作業等を含む郵送調査の実施については、一般競争入札を行って適正な費用により専門業者に委託した。さらに、回収されたデータの分析については、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を探っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点である。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、「要旨紹介」を巻頭に記載した上で、犯罪被害の状況を世帯犯罪と個人犯罪に分類し、それぞれについて犯罪の種類別の被害状況について相互に比較しやすい構成となっているほか、巻末には詳細な基礎集計表を掲載している。記載内容についても、都市規模や性別等の区分ごとによる比較が容易にできるよう表を豊富に活用するとともに、平易な説明を付しているため、実務家にとって分かりやすい内容となっている。ただし、各データの解釈等について、過去3回の調査から得られたデータと比較するなどして、より分かりやすい記述を工夫する余地もあった。また、本研究は、犯罪被害の実態に関して、公的機関が実施している継続的かつ国際比較が可能な調査であることを踏まえると、我が国の刑事政策における基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、国の機関の刊行物にも取り上げられており、今後、施策等の立案や大学の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中17点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められる。また、2(2)記載のとおり、「国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するため

の基礎資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

[意見]

[反映内容]

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条^{*4}
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）^{*5}
V—第4—2—(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

*1 「層化二段無作為抽出法」

①全国を高等裁判所の管轄に応じて8類型に分類し、②それぞれの地域ごとに、都市規模によって市町村を分類し、③最終的に、地域、都市規模から見て、日本全体を代表できるように200地点を選定し、④各地点ごとに調査対象者を住民基本台帳等から等間隔抽出法を用いて抽出する方法である。

*2 「ロジスティック回帰分析」

回帰分析は、一つ以上の既知の説明（独立）変数の値から一つの反応（従属）変数の値を予測又は推定しようとする統計分野である。反応変数が2値のカテゴリカル変数（例えば、疾病の有無）であれば、ロジスティック回帰と呼ばれる。

*3 「研究部報告49」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html] を参照。

*4 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（調査研究等の推進）

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

*5 「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V—第4—2—(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

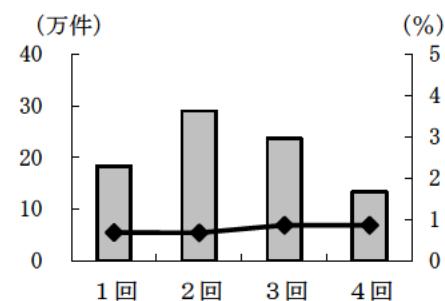
B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

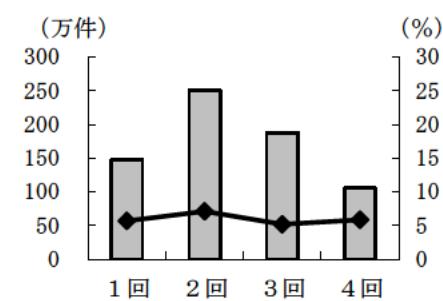
D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

被害態様別被害率（過去5年間）・認知件数の経年比較

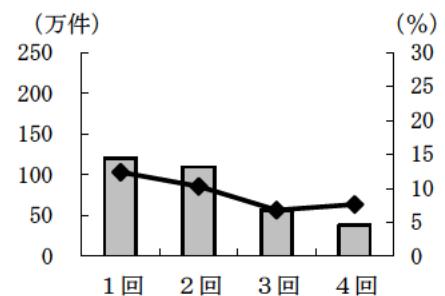
① 自動車盜



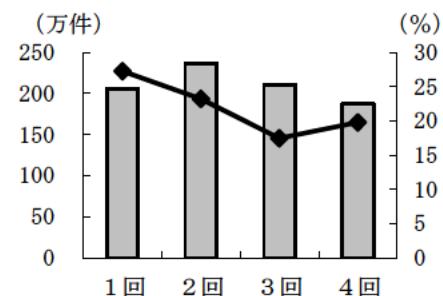
② 車上盜



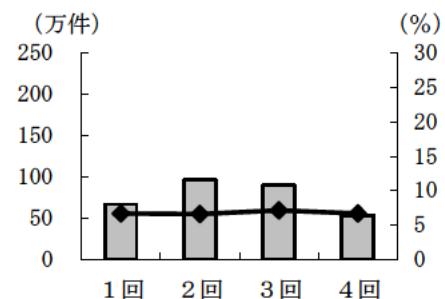
③ オートバイ盜



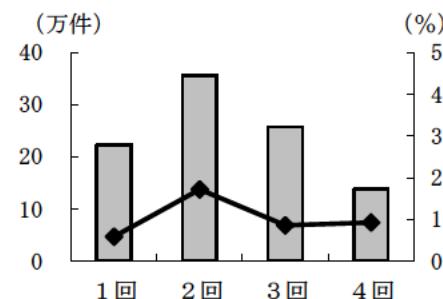
④ 自転車盜



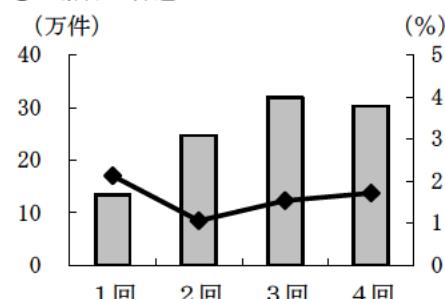
⑤ 不法侵入・不法侵入未遂



⑥ 強盗等



⑦ 暴行・脅迫



認知件数 被害率

<「被害率（過去5年間）」について>

注 1 「自動車盜」、「車上盜」、「オートバイ盜」及び「自転車盜」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、オートバイ及び自転車の保有世帯に対する比率である。

2 「強盗等」は、恐喝及びひったくりを含むが、第1回調査においては、「暴力や脅迫によって何かを盗まれたり奪われそうになったこと」の有無について質問している。

<「認知件数」について>

注 1 警察庁の統計による。

2 第1回調査においては、平成7年から11年までの、第2回調査においては、11年から15年までの、第3回調査においては、15年から19年までの、第4回調査においては、19年から23年調査までの、それぞれ5年間の累計である。

3 「車上盜」は、車上ねらい及び部品ねらいを合計したものであり、「不法侵入・不法侵入未遂」は、住居侵入、空き巣、忍込み及び居空きを合計したものであり、「強盗等」は、強盗、恐喝及びひったくりを合計したものであり、「暴行・脅迫」は、傷害、暴行及び脅迫を合計したものである。

事後評価結果表

【犯罪被害に関する総合的研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関して必要なものか。	A	10点	犯罪被害の実態を明らかにすることを目的とする本研究は、おおむね4年ごとに実施されており、今回で4回目となる。その研究結果は、犯罪被害の実態について経年比較が可能な唯一の公的犯罪統計であり、我が国の刑事政策上の施策を検討する上で重要な基礎資料となるものである。したがって、本研究は、刑事政策の適切な策定運用が求められる法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、国際犯罪被害実態調査の国際基準に沿って実施され、国際比較を行うなどした第1回、第2回の研究から引き続き実施されている第4回目の研究であるとともに、第3回までの研究との経年比較も可能となる唯一の研究であって、代替性のない研究である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象者は、全国の16歳以上の男女を母集団として、200地点から層化二段無作為抽出法により抽出しており、適切に代表性が確保されている上、標本数も4,000標本（男女各2,000標本）と分析に十分な数が確保できており、調査対象者の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究の実施手法については、第1回目から第3回目までは訪問調査であったところ、予算面の制約から、社会調査等を専門とする業者を活用し、適正かつ効率的な郵送調査として実施した。また、データの精度を高めるため、謝礼や督促状を活用し回収率の向上に努めたほか、フリーダイヤル窓口を設置して調査対象者の疑問や質問に対応するなどの工夫をし、誤った理解による回答や無回答の削減にも努めた。ただし、本研究の実施方法を変更した結果、第3回目までの調査に比べて回収率が低くなるとともに、回答における「分からぬ」の比率が高くなるなどの傾向が認められた。調査・分析については、刑事政策の実務家である研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。
有効性	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	費用対効果の観点から、研究官等が実施することが合理的とは言えない全国にまたがる調査対象者の抽出作業等を含む郵送調査の実施については、一般競争入札を行って適正な費用により専門業者に委託した。回収されたデータの分析については、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない手法を探っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	B	7点	本研究の成果物は、「要旨紹介」を巻頭に記載した上で、犯罪被害の状況を世帯犯罪と個人犯罪に分類し、それぞれについて犯罪の種類別の被害状況について相互に比較しやすい構成となっているほか、巻末には詳細な基礎集計表を掲載している。記載内容についても、都市規模や性別等の区分ごとによる比較が容易にできるよう表を豊富に活用するとともに、平易な説明を付しているため、実務家にとって分かりやすい内容となっている。ただし、各データの解釈等について、過去3回の調査から得られたデータと比較するなどして、より分かりやすい記述を工夫する余地もあった。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、犯罪被害の実態に関して、公的機関が実施している継続的かつ国際比較が可能な調査であることを踏まえると、我が国の刑事政策における基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、国の機関の刊行物にも取り上げられており、今後、施策等の立案や大学の研究等に大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 64点 / 70点

平成26年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省26-(4))

施 策 名	法務に関する調査研究 (知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究)				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	2,767 0 0 2,767	0 0 — —	0 0 — —
	執行額(千円)	2,767	—	—	
政策評価実施時期	平成27年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

障害者基本法は、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てされることなく、他者と共生することができる社会の実現をその目的としており、これは、障害者の権利に関する条約の趣旨にも沿うものである。

ところで、障害者のうち知的障害者¹⁾は、日本に約55万人いる（平成24年版障害者白書による。）が、これらの者の社会参加に当たっては、障害による事実上の制約が存在する。中でも「知的障害を有する犯罪者」については、社会参加に向けての制約がより厳しくなる。その結果、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、刑事施設に入所した者の場合、適切な引受人がなく、社会復帰に不安を残したまま出所せざるを得ない場合が想定される。これは、再犯防止という観点からも看過しがたい事態であり、早急に解決を図る必要のある問題である。

知的障害者については、その障害内容に応じた特別な処遇（指導、援助等）が刑事司法の各段階で行わなければならない。もちろん、特別な処遇の必要性は、知的障害者特有の問題ではなく、精神障害者全般についても妥当するが、知的障害者以外の精神障害者については薬物治療等の医療措置の余地があり、医療措置を含めた特別な処遇が行われている。これに対し、知的障害者については医療措置を講じ難く、医療觀察法²⁾の対象からも外れる者が多い。その結果、精神障害の中でも、知的障害を有する犯罪者の処遇において、どのような対応が可能であり、また、妥当であるかは、未解明の検討課題として残っている。

したがって、上記の社会復帰における問題点を踏まえつつ、知的障害を有する犯罪者に対し、その障害内容に応じた効果的な処遇の在り方を検討する必要があり、そのような検討のための基礎資料として、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする必要がある。

また、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにし、犯罪率等についての無用な誤解や偏見を防ぐことは、就職その他による社会復帰の一助となると考えられる。

そこで、知的障害を有する犯罪者について、その実態を明らかにするとともに、効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、本研究を行うことは有益なことであると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 知的障害を有する犯罪者の動向

知的障害を有する犯罪者の実態等の調査統計データに基づき、知的障害を有する犯罪者の動向、特徴等を分析する。

(イ) 知的障害を有する犯罪者の実態

知的障害を有する犯罪者で刑事施設で受刑中の者等に対して、刑事事件記録、刑事施設等の記録又は刑事施設等に対する調査照会の結果に基づいて、知的障害を有する犯罪者の属性、犯罪内容に関する事項、処遇状況等を調査し、分析する。

(ウ) 知的障害者の実情

知的障害者に関する基礎的な医学的知見を文献又は専門家からの聴取により調査する。

(エ) 知的障害を有する犯罪者に対する処遇の現状分析

知的障害を有する犯罪者の処遇の実情について、刑事施設等やその職員に対して調査する。

(オ) 海外調査等

知的障害者をめぐる国際条約（障害者の権利に関する条約）及び国内法（障害者基本法他）の動向を取りまとめるとともに、知的障害を有する犯罪者の処遇について海外の先進的な取組を調査する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおりの評価になった。

(1) 必要性

本研究は、再犯防止策の重要なテーマの一つに関連するものであり、法務省関係部局からも研究実施の要請があるところ、知的障害を有する犯罪者の処遇の在り方については従来十分な検討がなされておらず、データも少ない分野であって、早急に検討する必要がある。また、本研究は、知的障害を有する犯罪者の犯罪の実態や刑事施設等における処遇実態を明らかにするものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定、分析の視点や手法に関して検討を要する部分が認められるものの、各種記録等を用いることにより様々な調査項目を設定することができ、そこで用いるデータも公的記録に基づく信頼性のあるものと言える。また、司法精神医学的、福祉的な専門意見を踏まえて検討を行えば、網羅的で偏りのない視点で分析を行うことが可能である。

(3) 有効性

知的障害を有する犯罪者については社会的な関心が高く、本研究の成果は広く注目を集めることが見込まれる。施策等の検討への利用については、平成18年度から3年間、厚生労働省が矯正局の協力で実施した調査研究との差別化を図ることが課題であるが、

同調査結果は内部資料に限定されていたものである一方で、本研究の成果物は公刊されるものであることから、幅広く利用されることが期待できる。

(4) 総合的評価

上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成27年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、評価基準第4の2（別紙1）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

知的障害を有する受刑者について、その実態を調査・分析（知的障害受刑者調査）し、これらの者に対する処遇の実情を調査（処遇概況等調査）するとともに、先進的な取組をしている英国及びニュージーランドにおける処遇の現状を調査（海外調査）した。

ア 知的障害受刑者調査

我が国における知的障害を有する受刑者の実態（その人数及び特性）を明らかにするため、全国77か所の刑務所（刑務支所8庁を含む。）及び少年刑務所に対して、各施設職員が調査票にデータを入力する形で調査を実施した。

調査対象者は、平成24年1月1日から同年9月30日までの9か月間に、上記77か所の施設に入所した知的障害受刑者548人（知的障害者296人、その疑いのある者252人）である。分析に際しては、調査対象者と比較するため、調査対象者と同時期の入所受刑者総数又は成人検挙人員総数の統計データを参照した。

知的障害受刑者調査の結果明らかになった主な点は、以下のとおりである。

（ア）入所受刑者総数と対比した特徴

入所受刑者総数又は成人検挙人員総数と対比すると調査対象者は、①若年者（29歳以下）及び中高年者（50歳以上）、②罪名では、窃盗、強制わいせつ・同致死傷、放火及び殺人、犯行の手口では、窃盗（侵入窃盗）及び詐欺（無錢飲食）、③入所度数の多い者、④受刑前に住居不定、未婚、無職であった者、⑤義務教育段階でとどまった者又は義務教育未了の者の構成比がいずれも高いことなどの傾向が認められた。

（イ）心身状況に関する特徴

C A P A S³能力検査値については、調査対象者の平均値は55.0で、年齢が上がるにつれて、その値は下がる傾向が認められた。個別知能検査IQについては、調査対象者の平均値は57.6であった。両者の数値を比較すると、若年者では前者の方が高い者が多く、高齢者では、後者の方が高い者が多いという傾向が認められた。

知的障害以外の精神障害や、身体障害・疾患を有する者も少なからずいること、知的障害の確定診断を受けた者であっても、療育手帳を所持している者は半数に達していないこと、また、特別支援教育を受けたことがある者は約40パーセントに過ぎないことなどが明らかになった。

（ウ）再入者に関する特徴

調査対象者のうち、再入者について再犯期間を分析すると、その平均は838.0日（約2年3月）で、1年未満の者が52.2パーセントに達しており、入所受刑者総数

と比べて、再犯期間が短い者の構成比が高い。

再犯期間の長短に関する要因を分析すると、若年者・高齢者、多数回受刑者、窃盗・傷害の者、未婚者、中学校未了者、無職者、収入源がなかった者、前刑出所事由が満期釈放等においては、再犯期間が短いという傾向が認められた。

(エ) 特別調整^{*4}の実施状況

特別調整の6要件^{*5}のうち、他の要件を満たすもの（210名）のうち「特別調整の対象となることを希望していること」又は「個人情報を提供することについて同意していること」の要件を満たさない者が約3割に及ぶことが明らかになった。

イ 処遇概況等調査

我が国における知的障害を有する受刑者に対する処遇の実情を明らかにするため、前記アと同じ全国77か所の調査対象施設に対し、調査時点（平成24年12月11日から平成25年1月末日まで）における各施設の処遇概況等に関して、各施設職員が調査票にデータを入力する形で調査を実施した。

処遇概況等調査の結果明らかになった主な点は、以下のとおりである。

(ア) 基本データ

調査対象施設における平成24年末現在の知的障害を有する受刑者は1,274人（知的障害者774人、その疑いのある者500人）であり、調査対象施設に収容されている受刑者総数に占める比率は2.4パーセントであった。国際比較調査結果と比べると、我が国の知的障害を有する受刑者の比率は、他国・地域と大きく異なることが明らかになった。

(イ) 処遇の実情

調査対象施設においては、知的障害を有する受刑者の処遇に当たって、居室配置、作業・職業訓練、教育・指導等において、障害を配慮した処遇を実施していることが明らかになった。

(ウ) 生活環境の調整の実情

調査対象施設においては、約4割の施設が、特別調整において問題を有していると回答しており、その内容は、刑事施設の体制等の問題、関係機関の問題、制度自体の問題、受刑者本人の問題に大別された。また、特別調整を希望しない者について、希望しない原因としては、本人の理解力・判断力等によるもの、自己の障害を受容できないことによるもの、釈放後の生活が制約されることを嫌って拒否することによるものに集約できた。

ウ 海外調査

知的障害を有する犯罪者に対する先進的な取組として、英国における警察の取調べにおける「適切な大人（A A）」制度^{*6}、刑事司法機関におけるリエゾン・ダイバージョンスキーム^{*7}、メンタルヘルスコート^{*8}の試行等の運用状況について明らかにした。また、ニュージーランドにおける知的障害者法の概要、司法精神医療施設における治療・訓練、刑事施設における心身に配慮を要する者に対する処遇等の詳細を明らかにした。

エ 提言

以上の調査・分析を踏まえて、本研究では、特別調整を中心とした生活環境の調整について、事例収集や成り行き調査の必要性を指摘した。また、知的障害の診断に当たっての留意点、知的障害を有する受刑者に対する対応策に関する提言を行った。

オ 成果物

本研究の成果は、研究部報告52^{*9}として公刊され、法務省関係部局、犯罪者処遇等を研究する大学研究者に加えて、全国の地域生活定着支援センター、知的障害を有する犯罪者の社会復帰支援に関する社会福祉施設に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

刑事施設に収容された知的障害者は、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、適当な引受人がなく、社会復帰に不安を残したまま出所する者も多いところ、「再犯防止に向けた総合対策」において、知的障害者を含む精神障害等によって自立が困難な者に対する指導や支援の強化が指摘されており、その一環として「知的障害のある犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする」調査研究を実施することとされた。本研究は、「犯罪に強い社会の実現」という政府の重要な施策に密接に関連する研究であり、「再犯防止に向けた総合対策」における重要施策の一つに掲げられるなど、実施の必要性が極めて高かった。また、過去にも、知的障害を有する受刑者に関するサンプル調査（調査対象施設を限定したもの）はあったが、本研究は、一定時期における全ての刑事施設に収容されている知的障害者及びその疑いのある者を対象とした我が国初めての全数調査であり、世界的に見ても初めての大規模調査に位置付けられるなど、本研究に代替する研究は実施されていない上、法務省以外では実施することが非常に困難であって、今後も他の研究機関で行われる見込みは乏しい。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点である。

(効率性の評価項目)

調査対象は、近年最も注目された知的障害を有する受刑者であり、「知的障害」の範囲に関しては、精神医学的知見を基にした、現時点において比較的信頼できると考えられる基準に該当する者を全て集計した数値であることから、調査対象の設定は非常に適切であった。本研究実施者は、知的障害を有する犯罪者の処遇等に関する実務経験を有する検察・矯正・保護の各分野の研究官・研究官補である。これらの者が、信頼性のある刑事施設が保有する公的記録に基づき収集したデータを使用し、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は非常に適切であった。また、調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である刑事施設の協力により入手したものである上、その分析も、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行うなどの点で、特別な支出を要しない研究手法を探っており、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、研究により明らかとなった特別調整における課題についての考察がやや物足りないことや、刑事施設における処遇概況等調査について、体系立ったより分かりやすい記述を工夫する余地があることなどに課題はある。しかしその一方で、全体的に見れば、「要旨紹介」、特別調査結果、海外調査結果、考察・展望・今後の研究課題、巻末資料といった明確な構成となっている上、高度な分析の内容については、脚注や巻末資料に記載するなど、統計学の専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫がなされており、実務家にとって分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な実態調査であったことを踏まえると、法務省における知的障害を有する犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討の際の基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことからも、今後、大学等における同種問題の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中17点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価

検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と認められる。また、2(2)記載のとおり、「知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日閣議決定）^{*10}
第2－2 刑務所出所者等の再犯防止
③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日閣議決定）^{*11}
第3 再犯防止のための重点施策
1－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援
3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

*1 「知的障害者」

障害者基本法等においては、「知的障害」の定義を明確に定めた条文はない。厚生労働省が実施した「平成17年度知的障害児（者）基礎調査」では、「知能指数がおおむね70までのもの」などの判断基準が採用されており、また、各刑事施設における診断基準は、通常、世界保健機関の診断ガイドラインであるICD-10又は米国精神医学会の診断マニュアルであるDSM-IV-TRに依拠している。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。」と定義され、精神障害の中に知的障害を含めてとらえている。

本研究においては、各刑事施設において、上記診断基準に従って医師が診断した場合を「知的障害を有する（受刑）者」として、共に研究の対象としている。本研究では、我が国において統一された知的障害の定義や診断基準がないことを、問題点の一つとして指摘している。

*2 「医療観察法」

「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称である。同法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善と共に伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。

*3 「C A P A S」

Correctional Association Psychological Assessment Series の略で、主に成人受刑者の能力や学力を測定するために、財団法人矯正協会によって開発された検査。

*4 「特別調整」

被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整についての特別の手続をいう。

*5 「特別調整の6要件」

以下の6要件をいう。

①高齢（おおむね65歳以上をいう。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること

②釈放後の住居がないこと

③高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること

④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象となることが相当であると認められること

⑤特別調整の対象者となることを希望していること

⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること

*6 「（警察の取調べにおける）「適切な大人（A A）」制度」

「適切な大人制度」とは、警察に留置された被疑者の取調べにおいて、被疑者が未成年であったり、知的障害等の弱者性（脆弱性）を有する成人であったりする場合に、被疑者に与えられた権利や福祉を保護する趣旨から、1984年警察刑事証拠法の制定により導入された取調べ時の立会制度のこと。

*7 「リエゾン・ダイバージョンスキーム」

刑事司法の各段階において、刑事司法機関と精神保健・福祉サービスとの連絡調整・情報交換から適切なケアにつなぎ、ケアの連続性を確保しながら、刑事司法制度から精神保健機関における治療に事案を振り分けることをいう。

*8 「メンタルヘルスコート」

米国において薬物依存者の治療的介入に主眼を置いたドラッグコートの実務から発展して生まれたもので、治療法学の考え方に基づく問題解決重視型の司法実務である。裁判所が主体的に関与し、精神障害を有する犯罪者の精神保健上の課題等の解決を図るための方式をいう。

*9 「研究部報告52」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html] を参照。

*10 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日閣議決定）」

第2－2 刑務所出所者等の再犯防止

③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施する。

*11 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日閣議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1－（2）高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、

帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求める能够とするものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられている上、本研究期間中に閣議決定した「再犯防止に向けた総合対策」における重要施策の一つに掲げられるなど、同対策を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連していることから、本研究を実施する必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	過去にも、知的障害を有する受刑者に関するサンプル調査（調査対象施設を限定したもの）はあったが、本研究は、一定時期における全ての刑事施設に収容されている知的障害者及びその疑いのある者を対象とした全数調査であり、我が国のみならず世界的に見ても大規模調査に位置付けられる。また、調査対象施設が保有する記録を基にデータを収集し、統計的手法を駆使して分析していくことに照らし、法務省以外の他の研究機関では代替する研究を実施することは非常に困難である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象は、近年最も注目された知的障害を有する受刑者であり、その他の段階における対象者については、他の研究において進行中である。また、「知的障害」の範囲に関しては、精神医学的知見を基にした、現時点において比較的信頼できると考えられる基準に該当する者を全て集計した数値であり、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究に使用したデータは、刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたもので信頼性がある上、その調査・分析は、知的障害を有する犯罪者の処遇等に関する実務経験を有する研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っている。以上から、実施体制・手法は非常に適切であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である刑事施設の協力により入手したものである上、その分析も、研究官等が既存の設備・備品等を活用して行っており、特別な支出を要しない研究手法を探っている。以上から、本研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	B	7点	本研究の成果物は、研究により明らかとなった特別調整における課題についての考察がやや物足りないことや、刑事施設における処遇概況等調査について、体系立ったより分かりやすい記述を工夫する余地があることなどに課題はある。しかしその一方で、全体的に見れば、「要旨紹介」、特別調査結果、海外調査結果、考察・展望・今後の研究課題、巻末資料といった明解な構成となっている。また、高度な分析内容は、脚注や巻末資料に記載するなど、統計学の専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫がなされている。以上から、実務家にとって分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、従来にない大規模かつ詳細な実態調査であったことを踏まえると、法務省における知的障害を有する犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討の際の基礎的な資料として大いに利用されることが見込まれる。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことからも、今後、大学等における同種問題の研究等に大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 67点 / 70点

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け : II-4-(2))				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪^{*1}が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 3,674,363	3,742,653	3,558,142	3,465,886
	補正予算(b) 0	△120,924	311,358	—	
	繰越し等(c) 25,031	0	—		
	合計(a+b+c) 3,699,394	3,621,729	—		
	執行額(千円) 3,552,370	3,501,710	—		
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条^{*2} ○第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅴ-第2-3-（1）-イ 職員等に対する研修の充実等^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-1-（2）-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上^{*4} 				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象としたネットワークフォレンジック研修^{*5}を実施し</p>		

た。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。

また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（%）	—	—	—	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	—	—	88.1	95.0	98.4

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成26年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、警察庁被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及びロールプレイング、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	91.3	95.0	88.8	91.3	95.0

測定指標	平成26年度目標	達成			
3 檢察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行なった。</p>					
参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	22年度 1,287	23年度 1,187	24年度 1,135	25年度 1,158	26年度 1,069

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標 3について、目標を達成することができた。また、測定指標 1 及び 2 について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。	施策の分析
		(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標 1】 平成26年11月17日から同月21日までの5日間、地方検察庁の検事20名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成26年11月10日から同月14日までの5日間及び平成27年3月2日から同月6日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタルフォレンジック研修を実施した（別紙1－1参照）。

両研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、80名全員（ネットワークフォレンジック研修20名、デジタルフォレンジック研修60名（前後期各30名））から回答を得ることができた（別紙1-2及び1-3参照）。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問い合わせに対し、ネットワークフォレンジック研修では20名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（85.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（15.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修では、59名（98.4パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（36.7パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修について1名が「その他意見」と回答したもの、その意見の内容は、「概要について理解できしたことから、府に戻り実際に機器を使用して復習したい。」というものであり、概要について理解できた旨述べていることから、上記の問い合わせに対して「理解ができなかった」と回答した者は0名である。また、研修全体に対して、有意義であったとの感想が複数述べられている。

以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成26年11月26日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2-1参照）。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介がなされた。

また、これまで本研修での講義は座学が中心であったところ、平成26年7月11日に開催した政策評価懇談会における審議を踏まえ、従前のカリキュラムを見直した。具体的には、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義を行い、その中で、より実践的な知識や技能の習得を目指し、研修員を4人1組に分けてロールプレイングを実施した。

そのほか、平成25年度に引き続き、研修員、上記内閣府と警察庁の外部講師、最高検察庁検事及び刑事局職員との間で、各府における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、80名全員から回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全般の内容については、76名（95.0パーセント）が「有意義」と回答したものの、4名が「どちらとも言えない」と回答した。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の主な理由は、「既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。」「既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。」といったものであり、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であること、「有意義」と回答した数は増加していることを考えると、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「各府の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。」「被害者支援に関する制度の解説や講義により、被害者支援の知識の深化とスキルアップが期待できる。」「検察官、立会事務官、被害者支援員及び関係機関等との連携を深め、被害者支援員業務に携わっていきたい。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3-1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化

され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成26年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,069回であり、活動への参加人数は合計4万273人であった（別紙3－2参照）。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の88回から105回に増加し、参加人数も昨年度の3,343人から4,231人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータ・ネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標2、3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各府における実情や問題点等を議論することにより、各府間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータ・ネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き両研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者的心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機

能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事案件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穡その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

Ⅴ－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor⁸（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータ・ネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から検察官及び検察事務官を対象に実施している。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor（The Onion Router）」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成26年度ネットワークフォレンジック研修日程

(法務省刑事局)

		日 程 ・ カリキュラム(講義内容)			
11月17日 (月)	時限	10:00 ~ 11:30		13:30 ~ 17:30	
	講義科目	オリエンテーション 改正刑法講義		講義に必要な用語の解説 記憶装置、コンピュータ・ネットワーク概論	
	講 師	刑事局 局付		委託業者	
	研修場所	刑事局会議室 (本省ゾーン地下1階)		委託業者が指定する場所	
11月18日 (火)	時限	9:30 ~ 17:30			
	講義科目	セキュリティシステム概論 基本的な不正アクセス・侵入方法(攻撃)の解説とその実践			
	講 師	委託業者			
	研修場所	委託業者が指定する場所			
11月19日 (水)	時限	9:30 ~ 17:30			
	講義科目	疑似ネットワーク上での様々な侵入手法(攻撃)の解説とその実践 新たなコンピュータ犯罪に関する具体的な説明とその手法等 攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析の概論等			
	講 師	委託業者			
	研修場所	委託業者が指定する場所			
11月20日 (木)	時限	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 18:15		
	講義科目	警察におけるサイバー犯罪対策			
	講 師	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課			
	研修場所	東京地方検察庁第一共用会議室 (検察ゾーン11階)			
11月21日 (金)	時限	9:30 ~ 12:00	13:00 ~ 18:00		
	講義科目	コンピュータ犯罪をめぐる諸問題			
	講 師	東京地方検察庁 檢事 神戸地方検察庁姫路支部 檢事 金沢地方検察庁 檢事			
	研修場所	東京地方検察庁第一共用会議室 (検察ゾーン11階)			

平成26年度前期デジタルフォレンジック研修日程

(法務省刑事局)

11月10日 (月)	共通	時限		13:30~14:40	14:50~15:50	休憩	16:05~17:05	17:15~18:15			
		内容		研修目的・スケジュール説明等, DF概要	押収実務 II		押収実務 I	捜査・公判におけるDFの意義			
		担当		DF班	DF班		東京地方検察庁特捜部機動捜査担当	東京地方検察庁検事			
		場所		最高検大会議室							
11月11日 (火)	A班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15				
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	東京地検1404号室								
	B班	時限	9:30~18:15								
		内容	解析実習 Final Forensicsの実習								
		担当	委託業者								
		場所	委託業者が指定する場所								
11月12日 (水)	C班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15				
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I		スマートフォン保全解析実務 II				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	最高検大会議室								
	B班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15				
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I		スマートフォン保全解析実務 II				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	最高検大会議室								
11月13日 (木)	C班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15				
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	東京地検1404号室								
	A班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15				
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務 I		スマートフォン保全解析実務 II				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	最高検大会議室								
11月14日 (金)	B班	時限	9:30~12:00	昼休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15				
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III				
		担当	DF班		DF班		DF班				
		場所	東京地検1404号室								
	共通	時限	9:30~11:00	昼休み	11:10~12:40	休憩	13:40~14:30				
		内容	警察におけるDF		検察官から見たDF実務		質疑応答 意見交換				
		担当	警視庁捜査支援分析センター		東京地方検察庁検事		DF班				
		場所	最高検大会議室								

平成26年度後期デジタルフォレンジック研修日程

(法務省刑事局)

3月2日 (月)	共通	時限		13:30~14:40	14:50~15:50	休憩	16:05~17:05	17:15~18:15		
		内容		研修目的・スケジュール説明等、DF概要	捜査・公判におけるDFの意義		押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		
		担当		DF班	東京地方検察庁 検事		DF班	東京地方検察庁 特捜部機動捜査担当		
		場所		最高検大会議室						
3月3日 (火)	A班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15			
		内容	保全実務Ⅰ		保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	東京地検1404号室							
	B班	時限	9:30~18:15							
		内容	解析実習 Final Forensicsの実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	C班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15			
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務Ⅰ		スマートフォン保全解析実務Ⅱ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	最高検大会議室							
3月4日 (水)	A班	時限	9:30~18:15							
		内容	解析実習 Final Forensicsの実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
	B班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15			
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務Ⅰ		スマートフォン保全解析実務Ⅱ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	最高検大会議室							
	C班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15			
		内容	保全実務Ⅰ		保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	東京地検1404号室							
3月5日 (木)	A班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~15:30	休憩	15:45~18:15			
		内容	携帯電話保全解析実務		スマートフォン保全解析実務Ⅰ		スマートフォン保全解析実務Ⅱ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	最高検大会議室							
	B班	時限	9:30~12:00	昼 休み	13:00~16:30	休憩	16:45~18:15			
		内容	保全実務Ⅰ		保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ			
		担当	DF班		DF班		DF班			
		場所	東京地検1404号室							
	C班	時限	9:30~18:15							
		内容	解析実習 Final Forensicsの実習							
		担当	委託業者							
		場所	委託業者が指定する場所							
3月6日 (金)	共通	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	13:40~14:30					
		内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務	質疑応答 意見交換					
		担当	警視庁捜査支援分析センター	東京地方検察庁 検事	DF班					
		場所	最高検大会議室							

別紙1－2

○取組内容①1

ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修を理解した※とする回答の割合		100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数		20	20
参 加 人 数		20	20

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	3	15.0
②概要について理解した	17	85.0
③理解できなかった	0	0
④その他意見	0	0
⑤無回答	0	0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

別紙1－2

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修を理解した※とする回答の割合	88.1%	95.0%	98.4%
研修を理解したとする回答数	52	57	59
参 加 人 数	59	60	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	22	36.7
②概要について理解した	37	61.7
③理解できなかった	0	0
④その他意見	1	1.7
⑤無回答	0	0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

ネットワークフォレンジック研修 アンケート実施結果(抜粋)

1 研修を通して感じた難易度

	回答人数(人)	割合(%)
難しかった	11	55
適当なレベルであった	9	45
簡単だった	0	0
計	20	100

2 難しかったと感じた点

- ・難解な用語が多々使われ、理解し知識が定着するまで時間がかかったという意味で「難しかった」と回答した。研修自体は未知の世界を知ることができ非常に充実していた。
- ・ネットワークに関する基礎的な素養が求められたため当初は難しく感じたが、日数を経るにつれ、だんだんと内容を理解することができた。
- ・委託業者の講義が、やや範囲が広いように思われた。ポイントを絞れば、より理解が深まったと思う。

3 どの程度の理解を得られたか

	回答人数(人)	割合(%)
実務に従事できる程度の理解を得た	3	15
概要について理解した	17	85
理解できなかった	0	0
計	20	100

意見欄

- ・サイバー犯罪に関する基本知識が身につき、食わず嫌いがなくなった。サイバー犯罪の捜査手法や注意点が一通り身につき、意欲が生まれた。
- ・コンピュータやネットワークに関する基本的な知識について、分かりやすく説明していただいた。
- ・今後復習して、実務に従事できる程度の理解を得たい。

4 研修日程について

	回答人数(人)	割合(%)
適当な日程であった	16	80
日程が短かった	3	15
日程が長かった	1	5
無回答・提出なし	0	0
計	20	100

「日程が短かった」と回答の適当な日数： 7日くらい、10日くらい、14日くらい

「日程が長かった」と回答の適当な日数： 3日くらい

5 講義の順序について

	回答人数(人)	割合(%)
適当な講義順序であった	12	60
講義の順序を変えた方がよい	8	40
計	20	100

「講義の順序を変えた方がよい」の具体的回答

・検事や警察官の講義を先行させて、ネットワーク犯罪の概要や問題点、捜査等に必要な知識の概要を把握した上で、業者の講義と実習を実施したほうがよい。

・最終日の講義と並行し、必要な基礎知識の講義を行う方がより実践的な知識を習得することが可能なのではないかと思う。

6 本研修のほかに必要なこと

- ・基本的知識を習得していることを前提に発展的な知識を実習を交えて学べる研修があるとよいと思う。
- ・実際の事案などを用いて演習を取り入れた研修を受け、より実践で使える能力を身につけたいと思う。
- ・実際の事件で行った検査に関する講義があったらよい。具体的な事案の方が頭に入りやすいし、自分が同種事案を担当した際、その担当検事に問合せるなどすることができる。

7 研修全般に対する意見等

- ・今まで知識が不足していた分野について勉強する機会を与えてもらい、非常に良かった。
- ・講師の方々のお話はいずれも分かりやすく、大変勉強になった。
- ・なるべく多くの検事がこの研修に参加するとよいと思いました。
- ・あらかじめ知っておくべき用語などを指定してもらえると良かった。
- ・PC、インターネット関係についての導入的な講義があればよいと思う。
- ・業者の講義には検査のために必ずしも必要でないと思われる内容も含まれているように思われるため講義内容の見直しを行った方がよいと思う。

デジタルフォレンジック研修 アンケート実施結果(抜粋)

1 デジタルフォレンジックに関する知識

	回答人数(人)	割合(%)
全く知らなかった	0	0.0
デジタルフォレンジックという言葉は知っていた	21	35.0
概要は知っていた	36	60.0
実際に押収等を行える程度の知識があった	3	5.0
無回答・提出なし	0	0.0
計	60	100.0

2 研修を通した難易度

	回答人数(人)	割合(%)
適当なレベルであった	45	75.0
難しかった	14	23.3
簡単だった	1	1.7
計	60	100.0

3 難しかったと感じた点

- ・保全・解析ソフトの操作が初めてな上、専門用語が多数あり、十分に理解するのが難しかった。(複数回答)
- ・押収、解析の実演部分
- ・毎日相当量の情報が詰め込まれるので初心者には難しかった。

4 研修受講後の理解度

	回答人数(人)	割合(%)
実務に従事できる程度の理解を得た	22	36.7
概要については理解した	37	61.7
理解できなかった	0	0.0
その他意見	1	1.7
計	60	100.0

その他意見

- ・DFの仕組や保全・解析の基礎知識を学ぶことができた。(複数回答)
- ・自府において実際に機器を使用して復習したい。(複数回答)
- ・保全・解析ソフトを使用する際の抵抗感(苦手感)は薄れた。

5 研修日程について

	回答人数(人)	割合(%)
適当な日程であった	46	76.7
日程が短かった	11	18.3
日程が長かった	3	5.0
計	60	100.0

「日程が短かった」と回答の適当な日数

14日くらい…1名, 10日くらい…7名, 7日くらい…3名

「日程が長かった」と回答の適当な日数

4日くらい…1名, 3日くらい…2名

意見欄

- ・日程はちょうどよかったですように思う。
- ・5日より短い日程では、この内容を漏れなくやるのは難しいと思う。
- ・実際のDF技術(ツール等の使い方)よりも先に、いわゆるIT用語等の意味や概念についての講義について最初に設けてもらいたかった。その分の日程が不足と感じた。
- ・5日間しかなかったので、どうしても早足になってしまい、講師の方に言われるがままの手順での操作はできましたが、できれば、保全の最初から解析の最後までを通して、自分自身の手でやってみたかった。
- ・座学のペースを早めて、実演後にその日ごとに確認問題で復習させるとより理解が深まると思う。

6 講義の順序について

	回答人数(人)	割合(%)
適当な講義順序であった	57	95.0
講義の順序を変えた方がよい	2	3.3
無回答・提出なし	1	1.7
計	60	100.0

「講義の順序を変えた方がよい」の具体的回答

- ・①IT用語やシステムの概念について、②法制度、③DFの在り方等、④押収・保全・解析の各講義を記載した順序で行ってもらえると理解が深まるように思う。

その他意見

- ・班分けと順序を含め、適当だったと思う。(複数回答)
- ・保全・解析の流れどおりに実習ができる、頭が整理しやすかった。
- ・あらかじめDFに関する知識の有無を調査してグループ分けされているのはとても良かった。講義の順序のみならず、内容についても多少レベルに配慮してもらえるとよい。
- ・事前のアンケートでもう少しDFの理解度について詳しく聞いてもいいのではないか。
- ・保全→解析の順序が逆であった場合、解析の講義で理解できない点が増えたと思う。
- ・実務演習(模擬押収～解析)などがあるとより身につきやすいと思う。

7 デジタルフォレンジックの活用に必要なこと

○情報・知識の共有、習得

- ・知識を得るための本、教材の紹介
- ・実践的な知識(解析データの見方等)の習得

○実務経験

- ・捜索差押え現場でのPC等の押収の実践

- ・保全したデータの様々な解析方法の習得

- ・実技部分を増やした方がよいのではないかと思う。

- ・基礎知識(用語の習得も含む)を身につける事前研修。本研修の修了者を対象として、更に専門的な内容や最新技術を伴う研修を実施など、段階的な研修体制も必要だと思う。

- ・保全、解析の実効性を高めるために、パソコンや周辺機器の内部構造、動作原理、記憶装置の構造、仕組み、ネットワークの構造、仕組み等の講座

- ・DF物に関する捜索・差押えの実務研修や詳細な講義・研修等

- ・保全から解析までの一連の実務を行う研修

- ・非部制庁職員を対象とした実務研修

- ・研修員による、自庁におけるフィードバック研修

8 研修全般に対する意見等

○意見

- ・比較的保全に重点が置かれていたが、押収や解析についてもっと詳しい説明やノウハウについての時間が設けられていてもよかったです。

- ・もう少し実機の機材を用いて解析のノウハウについて勉強ができたらよかったです。

- ・模擬捜索を実施し、DFにかかる動きを実際に学ぶことができるとよかったです。

- ・実際の具体的な事例(事件)とリンクした研修であると、更によりよい研修になると思う。

- ・パソコンの構成、構造等を事前に理解してから望むと、さらに有効であると思った。

- ・研修で教えていただいたことを全て実施するという意味で、丸1日か2日くらいかけての実務演習の時間があればいいと思う。

○感想

- ・今まで何が分からなかったのか(例えば、どういう場合に、どの方法を選択して保全するのか等)や理解できていなかつたことが分かるようになった。また、新たな知識を得ることができ、大変嬉しく思っている。

- ・警察におけるDFの講義については、警察と検察の相違点などもよく理解できたことから、同講義については、今後も継続した方が良いと思う。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成26年11月26日(水)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:20	刑事局説明①「法務・検察における犯罪被害者の保護・支援について」 刑事局付(総務課)
11:30 ~ 12:00	刑事局説明②「被害者参加制度等について」 刑事局付(刑事法制管理官室)
12:00 ~ 13:10	休 憩
13:10 ~ 13:50	講 義「第2次犯罪被害者等基本計画に基づく犯罪被害者等施策について」 内閣府犯罪被害者等施策推進室
14:00 ~ 15:10	講 義「犯罪被害者の心情と支援」 警察庁被害者支援室カウンセリング指導係 臨床心理士
15:25 ~ 17:45	フリーディスカッション・質疑応答 最高検察庁説明・検事総長からのメッセージ (最高検察庁検察改革推進室検事)
17:45 ~ 18:00	事務連絡等

別紙2-2

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有意義とする回答の割合	96.2%	91.3%	95.0%	88.8%	91.3%	95.0%
有意義とする回答数	51	73	76	71	73	76
参加人数	53	80	80	80	80	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数(人)	割合(%)	主な感想
有意義である	76	95.0	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事局説明、内閣府及び警察庁講師による講義、フリーディスカッション・質疑応答など理解しやすく研修全体として有意義であった。 ・各庁の実施している取組が大変参考になり、担当者に直接確認することもできるなど、情報交換の場として非常に有意義である。 ・支援・保護に関する法令、通達等を繰り返し読んで支援業務についての知識を充実させることや支援・保護のための関係団体等の連携がいかに重要であるかが理解できた。 ・中央の施策について直に説明を受けられる唯一の機会であり、これまでの施策の推移を踏まえ、今後の流れを理解し、被害者支援業務へのモチベーションを高める良い機会である。
どちらとも言えない	4	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。 ・既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。
有意義でない	0	0.0	
無回答	0	0.0	
不提出	0	0.0	

*上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

平成26年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果(抜粋)

回答人数 80人

質問項目	回答内容	回答人数(人)	割合(%)
1. 研修全体			
開催時期(11月26日)	早い	0	0.0
	適当	59	73.8
	遅い	21	26.3
	無回答	0	0.0
期間(1日)	長い	1	1.3
	適当	70	87.5
	短い	8	10.0
	無回答	1	1.3
内容	有意義	76	95.0
	どちらとも言えない	4	5.0
	有意義でない	0	0.0
	無回答	0	0.0
主な理由	(「有意義」回答)		
	・刑事局説明、内閣府及び警察庁講師による講義、フリーディスカッション・質疑応答など理解しやすく研修全体として有意義であった。		
	・各庁の実施している取組が大変参考になり、担当者に直接確認することができるなど、情報交換の場として非常に有意義である。		
	・支援・保護に関する法令、通達等を繰り返し読んで支援業務についての知識を充実させることや支援・保護のための関係団体等の連携がいかに重要であるかが理解できた。		
	・中央の施策について直に説明を受けられる唯一の機会であり、これまでの施策の推移を踏まえ、今後の流れを理解し、被害者支援業務へのモチベーションを高める良い機会である。		
	・各説明・講義、また検事総長からの被害者支援員に対するメッセージ等を通じ、検察が果たすべき役割、被害者支援業務の重要性など再認識することができた。		
	・各庁の実情を知る機会にもなり、支援活動内容の質の向上、均質化に資することにつながる。		
	・社会情勢の変化等に伴い、被害者支援のための法律・通達の整備が着々となされていることが改めて理解できた。被害者支援員の在り方を教えていただき、今後の新たなスタートラインに立つことができた。		
	・被害者支援活動への政府・法務省等の各省庁の取組や今後の動向等について刑事局側から説明があり、また各地検での取組状況等について紹介され、最後に検事総長へのインタビューが放映され、検察トップの支援業務に携わる者への熱い思いや期待が伝わり、今後の支援業務に対する励みにもなり、有意義な研修であった。		
	(「どちらとも言えない」回答)		
	・既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。		
	・既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。		

今後の被害者支援活動に活用できること	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携(意見多数) ・各庁における被害者支援の取組状況(意見多数) ・被害者の方への支援制度についての説明(意見多数) ・被害者等が必要とする支援についてより深く理解できたため、同じ目線で対応すべきことを実践したい。(意見多数) ・積極的に外部機関との連携を図っている府など、当府でも検討の余地があると思う事項があった。 ・被害者対応する際、注意していくても何気ない言動で被害者を傷つける場合があることや、被害者は刑事手続を知らない又は分からぬという前提で、何度も同じ説明をする必要があることなど、今後の被害者対応に生かしたい。 ・弁護士会の犯罪被害者支援委員会との意見交換会の開催を検討しており、既に同様の意見交換会を開催している府が数府あることが分かったので、これらの府から関係資料を取り寄せて開催計画を策定するに当たって参考にさせていただこうと考えている。 ・性犯罪の公判を傍聴する被害者支援対象者が女性の場合、女性支援員の付き添いを希望することが多々あることの事例紹介があり、女性支援員又は女性事務官のサポート体制を考えしていく必要性を感じた。 ・他府の担当者と面識ができたことは非常にありがたい。
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・検察官、立会事務官、被害者支援員及び関係機関等との連携を深め、被害者支援員業務に携わっていきたい。(意見多数) ・各庁の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。(意見多数) ・被害者支援に関する制度の解説や講義により、被害者支援の知識の深化とスキルアップが期待できる。 ・全国の支援員や支援担当者から、各府の支援に対する熱意を目の当たりにして触発された。 ・検事総長のメッセージにあったように、被害者支援員は現職と違った独自の立場での役割を期待されていることを再認識した研修でもあった。 ・午後5時ころに終了し、翌日の午前中にも講義をしていただくことは困難でしょうか。 ・時間の制限もあり、全てを説明・講義していただけると言うのは無理であり、各説明・講義は支援員にとっても重要であることから、もう少し時間を取ればと思います。 ・被害者支援員と被害者支援担当の検察事務官とでは、対応内容が異なっており、連携はできても、それぞれの職務は同質ではないので、できれば研修員を分けて実施する方が良いのではないかと感じた。 ・旧知の同僚との邂逅の機会を得るとともに、限られた時間内にフルに頭脳を回転・充足させることができ、意義のある一日であった。

2. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由

精神科医の講義…実務的に、精神的に障害のある相談者が相当数あり、臨床経験の豊富な専門家の話を聞くことで、何か有効な対策を得られるのではないかと考える。(意見多数)

ロールプレイング… 実践的であり、支援担当者の良い点、悪い点、考慮すべき点など知ることができ、被害者に寄り添った支援業務につながると思われる。(意見多数)

相談業務に携わる職員のメンタルケア…日々相談に携わる職員は、相談内容や様々な相談者への対応のためストレスを抱えており、メンタルの面について府としてもバックアップすべきであると考える。

関係機関・団体等の被害者支援の現状の講話…関係機関・団体等から被害者支援の現状を講話していただくことにより、被害者支援における検察庁との緊密な関係や配慮に反映させるため。(意見多数)

新たな制度についての講義…関係法令の改廃等に伴う新たな制度の施行など、担当事務官等から資料の提供を受けそれらに備えているが、本研修において詳細な解説等していただければ、理解する助けとなり大変ありがたい。(意見多数)

意見交換会の設定…各府それぞれ苦労等があり、他府の意見を参考にしたい思っていると思われるため。(意見多数)

被害者遺族等への経済的援助に関する各種制度の説明…犯罪被害者給付金、遺族の子にかかる各種奨学金制度など、支援担当者が知っていれば、遺族の不安を和らげることに繋がる部分であり、今後、この点の意識向上のため是非取り上げて頂きたい。

被害者支援に関する被害者や被害者遺族の声…被害者支援員としての意識を高めるには被害者等の意見を聞くのが一番であると思われる。(意見多数)

3. その他意見等

予算の制約があるかとは思いますが全国各地検から少なくとも一名が研修員として参加できればと思いました。

配付された資料を持ち帰るのが大変だったが、とてもありがたく、資料として有効に活用されるものと思います。

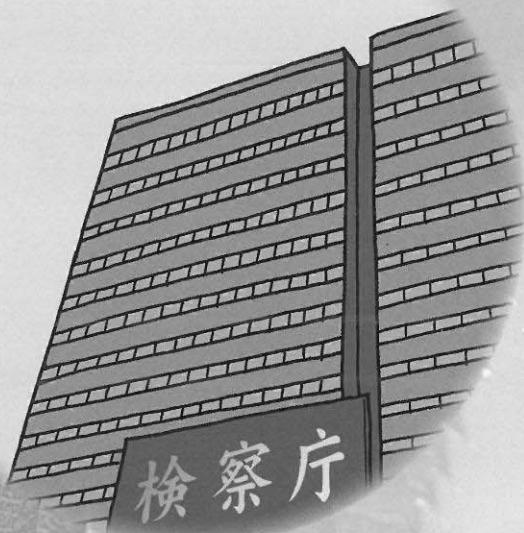
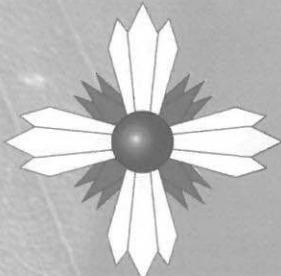
これだけ中身の濃い内容にするためには、この研修に関わったが方々が、それぞれ心血を注いでくれたものと思います。

心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かいます！

検察庁

Public
Prosecutors
Office



検察は、刑事事件について、捜査・公判活動を通じて、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するための役割を担っています。

その役割を果たすために、検察においては、常に、厳正公平、不偏不党の立場で、基本的人権を尊重しつつ、法と証拠に基づき、適正・妥当な処分と科刑の実現に努めています。

近年、裁判員制度が導入されるなど、刑事司法をめぐる状況が大きく変化している中で、検察としては、その変化にも柔軟に対応しながら、国民に信頼され、その負託に応えられる検察であり続けるよう、職員が一丸となって取り組んでいます。



検事総長 小津 博司

目次
Contents

検察庁の組織	2
検察庁の機構	2
全国の検察庁で処理した事件（平成22年）	2
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	3
捜査・公判部門	7
検務部門	9
被害者支援	11
国際捜査	12
Q & Aコーナー	13
検察庁所在地一覧表	14

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

検察庁では、検察官・検察事務官などが執務しており、検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、刑の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法など各種の法律により数多くの権限が与えられています。

最高検察庁

1 庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京に1か所だけあります。高等裁判所が裁判を行った刑事事件で上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁

8 庁 (支部6府)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が裁判を行った刑事事件で控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁

50 庁 (支部 203 庁)

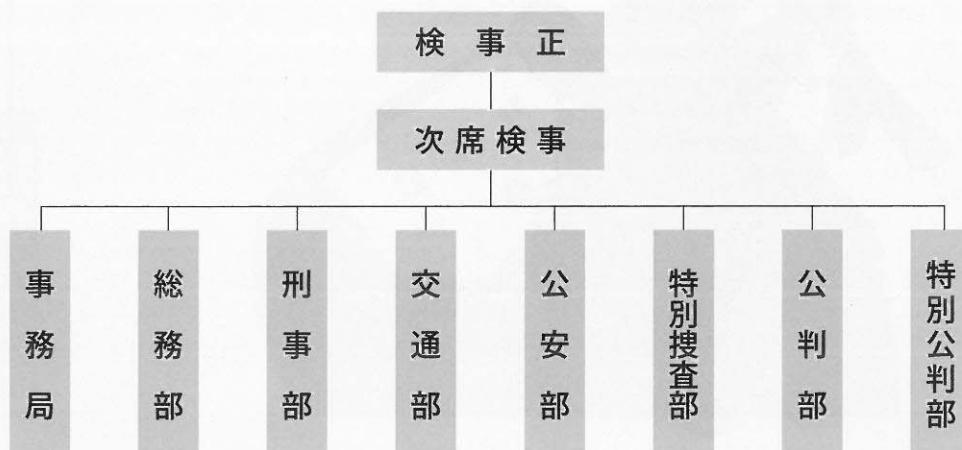
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁

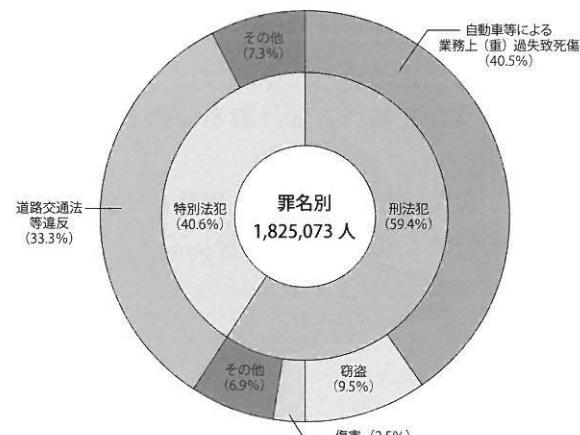
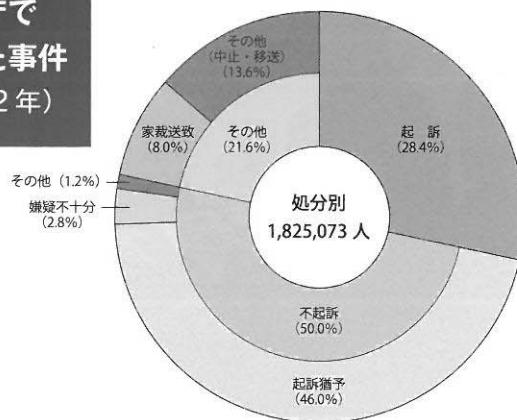
438 庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽い刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構 (東京地検の例)



全国の 検察庁で 処理した事件 (平成 22 年)



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

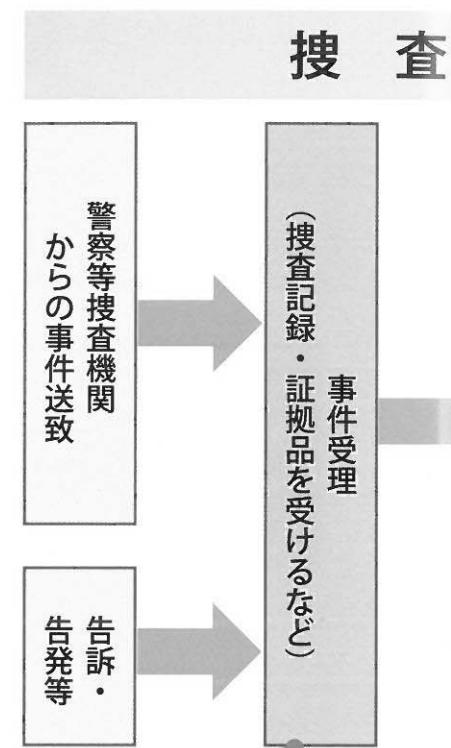
検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては右の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に証拠を収集したり、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

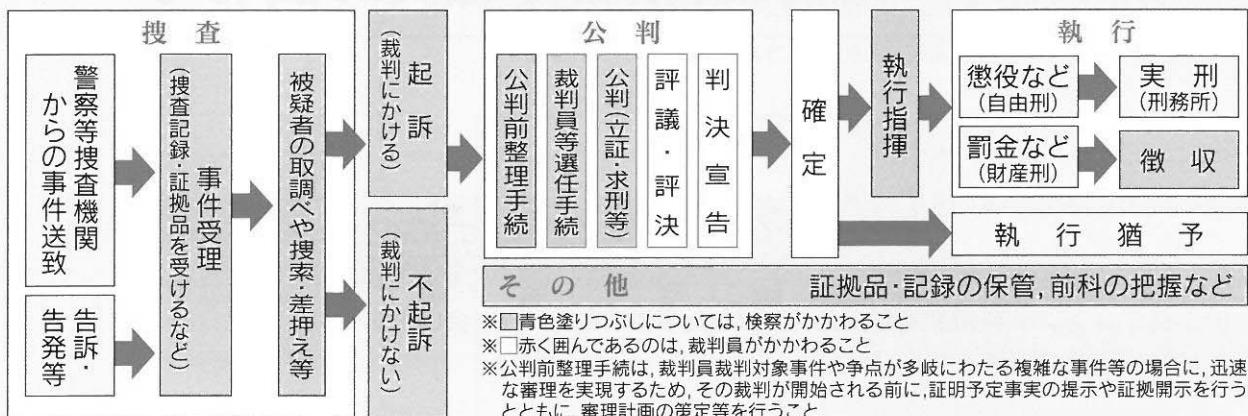


警察官などから事件が送られてくると、検察庁では、送られてきた事件が法律上定められた手続に従っているかどうかを調べて受け取る手続を行います。

また、犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管しています。



捜査・公判の流れ図(裁判員裁判の例)

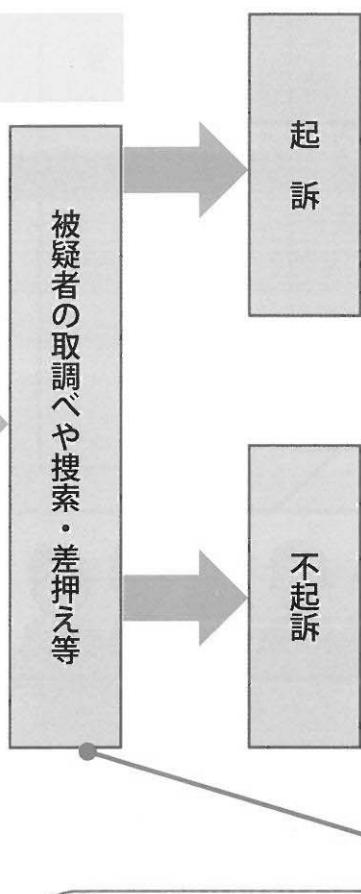


検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かず書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。



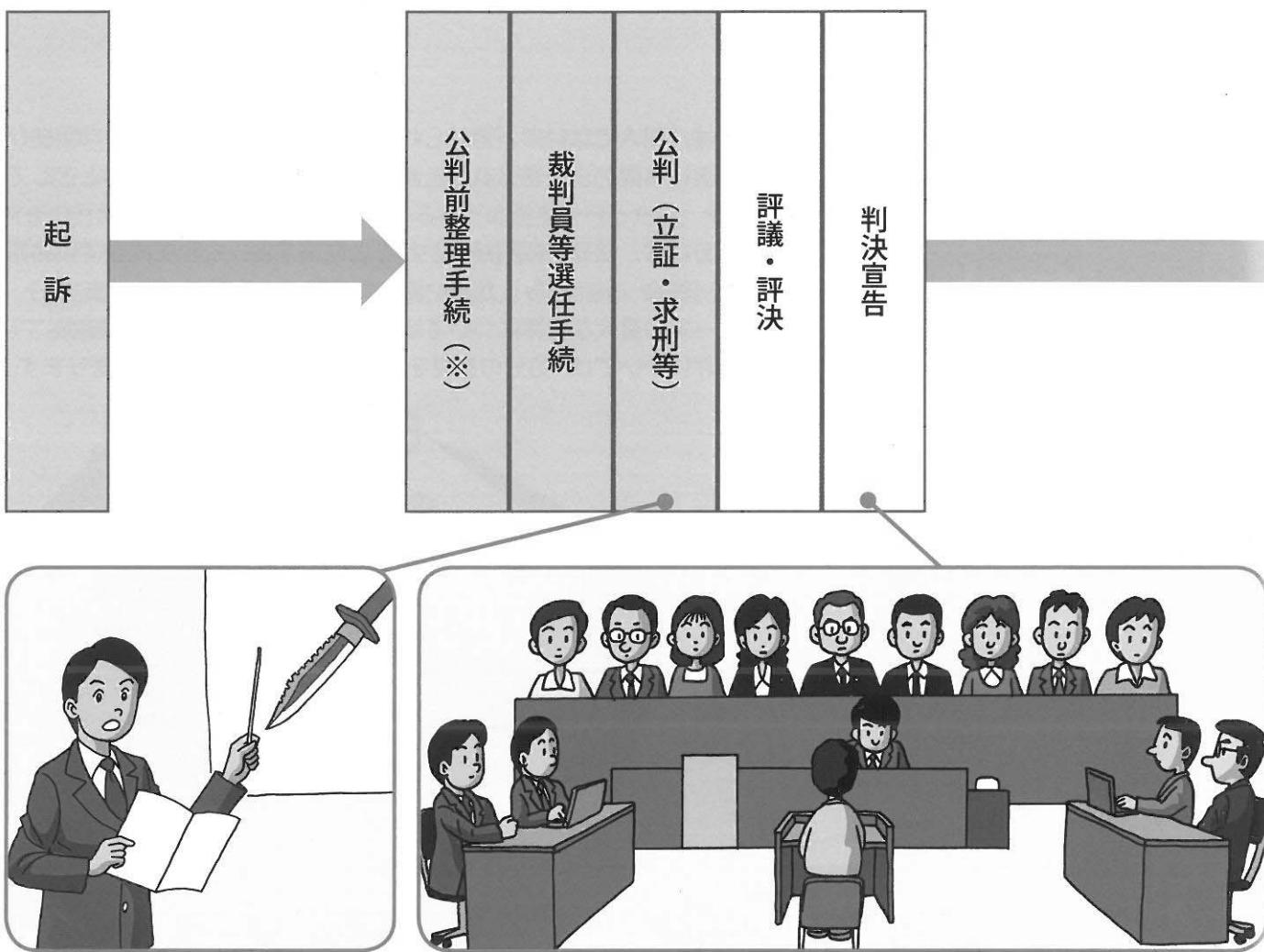
検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、事件を起訴するか不起訴にするかを決めます。



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

公判（裁判員裁判の例）

～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告といいます）。

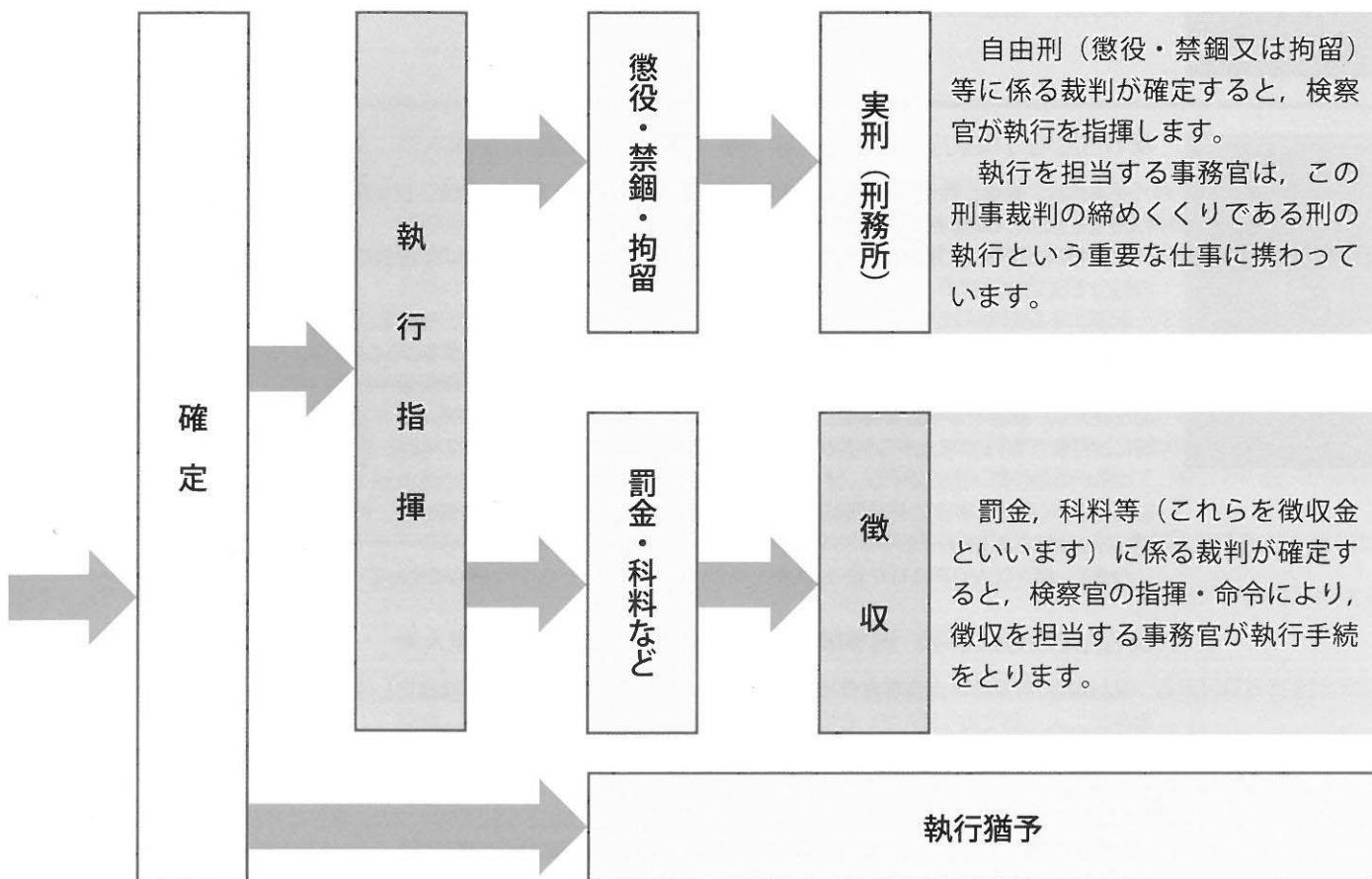
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行う手続のことです。

執 行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



その他にも…



検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査やこれを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。

検察は、無実の人を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。



■名古屋地方検察庁 刑事部 檢事 田中 裕亮

刑事部は、殺人、強盗等の凶悪事犯や詐欺、業務上横領等の知能犯など、日々発生する多種多様な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察等の捜査機関と協力、連携しながら、数多くの事件について捜査を行い、起訴、不起訴等の処分を決定します。

起訴、不起訴等の処分は、被疑者の人生をも左右する重大なことであり、それを決定する検察官の責任は重大ですから、担当する事件については、真相を解明した上で処分を決定するよう心掛けています。

真相解明と言っても、それを行うのは簡単ではありません。事件の現場や凶器、遺留品などの証拠品を見たり、被疑者から話を聞くことはもちろん、時には被害者から何時間もかけてじっくりと話を聞き、また時には目撃者等の参考人から事件に関する話を聞くなどして事件の本質を見極めるように努めています。

つらいことが多い仕事ですが、警察や立会事務官と力を合わせて捜査を行った結果、徐々に真実が明らかになっていく際や、事件の処分後に被害者等から感謝の言葉をいただいた際には、何物にも代え難い喜びを感じることができます。

今後も、様々な人の声に耳を傾け、証拠と真摯に向き合った上で、日々捜査を行っていきたいと思っています。

■名古屋地方検察庁 刑事部 檢察事務官 大山 花織里

私は現在、刑事部の立会事務官として勤務しています。立会事務官として、検察官とペアとなり、検察官を支え、事件に二人三脚で取り組んでいます。

事件捜査における立会事務官の職務は多岐にわたっています。刑事訴訟法に基づく各種手続はもちろんのこと、検察庁内部での検務、事務局各部門との連絡や、警察を始めとする関係機関との連携調整、時には個々の事案での法的解釈などについて検察官から意見を求めることがあります。また、事件は多種多様であって流動的であり、被害者等の事件関係者の方とじかに接する時には、知識ではなく、一人の人間としての思いやりや気遣いが必要とされる場面もありますし、被害者のことを考えると時には辛いときもあります。ですが、社会正義を実現するという目的のため、検察官と共に捜査を尽くすことは、検察庁の一員としての大きな充実感を与えてくれるものです。

検察庁は堅苦しく厳しいイメージがありますが、検察官や周囲の諸先輩の方々は、検察事務官になってまだ4年目と経験が浅く、迷惑をかけることも多くある私を、温かく支えてくださっています。皆様の期待や応援に感謝しながら、それに応えるべく、精一杯日々の業務に取り組んでいます。

■東京地方検察庁 特別捜査部 主任捜査官 渡部 寿男

特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり班体制で一つの事件の捜査を行います。現在は、脱税などを扱う財政班、インサイダー取引などを扱う経済班、汚職などの特殊事件を扱う特殊直告班に分かれています。特別捜査部というと、ニュースで映るような大企業へ搜索に入る場面などを想像するかもしれません、その裏には、長期間にもわたる地味な内偵捜査の期間があります。

私は、現在、特別捜査部の特殊直告班機動捜査担当として勤務しています。特殊直告班が扱う事件は、検察庁が独自で行う捜査が中心であり、証拠を少しずつ集めていくところから捜査が始まります。そのため、私が所属している機動捜査担当の主な業務は、検察官が円滑に捜査を進められるように様々な証拠を集めたり、裏付け捜査を行うことです。銀行へ行き預金口座の動きを調べたり、事件関係先へ行き聞き込みを行ったり、逮捕のための所在捜査や張り込みを行ったり、文字どおり機動力が要求されるとともに臨機応変な対応が求められる仕事もあります。また、一人の捜査官として行動するので、常に緊張感を持って動かなければなりません。自分一人の行動が捜査全体に影響を与えることもありますので、そのときに感じる責任というものは並々ならぬものがあります。だからこそ、自分の行動が捜査の進展に寄与したときは、大変なやりがいを感じることができます。そして、一つの事件の捜査を終えたときに、皆で分かち合える喜びや達成感というものも、一人では味わうことのできない格別のものがあります。

特別捜査部の仕事は、マスコミなどで報道されているように世間から注目を浴びたり、社会的に大きな影響を与えたりすることが多くあります。しかし、どのような状況であっても、目指すべき方向を見失うことなく、国民の負託に応えていけるよう日々職務を全うしていきたいと思います。



■大阪地方検察庁 公判部 檢事 松本 剛

公判部は、捜査部が起訴した事件について公判活動を行う部署です。立証計画を立てた上、提出証拠の選定等の準備を行い、公判に臨むというのが部共通の基本業務ですが、我々裁判員裁判の担当者として特に留意していることが二つあります。一つは、いかにして事件の内容を分かりやすく、かつ、的確に説明し、裁判員の方々に理解していただくかということです。どんなに複雑な事件であっても「一度聞いただけで理解できる」というレベルで説明するためにはどうすべきか、日々、試行錯誤しながら工夫を凝らしています。もう一つは、いかにして関係者の協力を得て、適切な立証を行おうかということです。公判での立証に証人尋問は欠かせず、特に裁判員裁判では法廷における証言が重視される傾向があります。しかし、特に被害者の場合、被告人の目前で証言し、弁護人の反対尋問を受けること自体が苦痛を伴いがちですし、自分の受けた被害の内容を裁判員や傍聴人に知られることを恐れる方もいます。このような場合に、素早く、誠実に対応して証言の必要性を理解していただくとともに、安心して証言できるよう被害者保護の措置を講じて、被害者の思いが裁判の結果に反映されるようにすることは我々の最重要業務の一つです。

このように、我々は、裁判員や関係者の方々の理解と信頼を得て、適正妥当な判決を得るべく、日々仕事に邁進しています。

■大阪地方検察庁 公判部 主任捜査官 河田 晃治

裁判員裁判支援室では、殺人事件や放火事件など重大事件が対象となっている裁判員裁判を担当する検察官・検察事務官を様々な面で支援しています。

例えば、膨大な証拠内容の確認作業、証人等の出廷確保や所在調査、被害者の法廷付添いなどの人的な支援を行い、裁判が円滑に進行するよう取り組むとともに、被害者や被害者遺族の方々に対しては、被害感情に十分配慮して対応するよう心掛けています。さらに、裁判で証拠として提出する防犯カメラの映像等を必要な部分のみ抽出して簡潔に分かりやすく編集したり、被害者等のプライバシーに配慮し、映像のモザイク処理や録音テープに記録されている被害者の氏名等の削除を行っています。また、公道上で拳銃を発砲した事件では、事件現場で拳銃を発砲することがどれだけ危険であるかを立証するため、360度全方位の風景画像を写し出す技術を用いてパノラマ画像を作成し、事件現場の周囲の位置関係や距離感を視覚的に理解しやすくするなどの各種電子データを編集する技術的な支援を行い、裁判で検察官が分かりやすくかつ的確な主張・立証が、より効果的にできるよう日々工夫して業務に取り組んでいます。



■横浜地方検察庁 交通部 副検事 阿部 渡

交通部は、危険運転致死傷や自動車運転過失致死傷、酒気帯び運転や無免許運転等の道路交通法違反といった交通事件の捜査を行う部署です。

交通事故の被疑者は、一般刑事事件と異なり、その多くが一般市民である場合が多く、被疑者としての取調べを受けることが初めてで、緊張や精神的動揺から事故状況などについて正確に供述できないこともあるため、取調べに当たっては、言葉遣いを始め、被疑者に落ち着いてもらい、じっくりと記憶を喚起してもらって事故状況などについて供述してもらうよう留意しています。

また、被害者からの聴取に当たっては、受傷による肉体的苦痛だけでなく、ある日突然被害を受けることになった被害者の声に十分耳を傾け、その精神的苦痛などについても聴取するようにしています。

居眠り運転などにより集団登校中の児童や保護者らの列に車両を逸走させて死亡させるなどの重大事故が後を絶ちませんが、死亡事故の被害者の遺族については、一番大切にし、愛情を注いでいた家族の命を一瞬にして奪われた悲しみや苦しみ、大黒柱として家族を養ってこられた方を失った今後の生活に対する不安など、それぞれの遺族が抱える苦悩を十分に聴取し、被害感情の甚大さを適正に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収などです。

[事件・令状]

■盛岡地方検察庁 檢察事務官 奥友 千景

事件事務は、テレビや新聞等で報道される事件も含め、警察等の捜査機関から送られてきた事件が法律で決められた手続に従っているかどうかを確認し、事件記録の受理手続を行います。また、令状事務は、被疑者が逮捕された事件についての勾留状等の令状請求手続やその執行等に関する事務を行います。

私は現在、事件担当として職務に当たっています。事件記録を受理する際には、事件の内容に沿った必要な書類はそろっているか、記載されている内容に誤りはないかなどを確認します。さらに、逮捕後、いつまでに身柄を検察庁に送らなければならないか、いつまで身柄を拘束できるのかなどという点は法律によって決められていますので、「時間」も大切な点検項目になります。もし、これらに不備があると、人権に関わる問題になるため、一層注意をしなければなりません。

このように検察庁の仕事は、人権に関わるものが多いいため、常に緊張感をもって仕事に臨んでいますが、職場環境は決して堅苦しいものではなく、上司や先輩の温かい指導をいただきながら、充実した日々を送っています。

[証拠品]

■札幌地方検察庁 検務専門官 宮末 聖

証拠品は、事件について欠くことのできない重要な証明資料です。証拠品担当事務官は警察等の捜査機関から送られてきた証拠品について、所有者等の財産権の保護も十分考慮して受入手続を行います。その後、事件の推移により、証拠品の保管・処分等の事務を行います。

平成22年、刑事訴訟法が改正され、公訴時効が廃止又は延長されたことに伴い、証拠品の保管期間が長くなることもあるため、管理に当たっては、証拠品の所有者等の私法上の権利の保護に心掛ける「財産的価値の保全」や、裁判における証明資料として滅失や変質のないよう、「証拠価値の保全」に努めるなど、これまで以上に慎重な対応が求められています。

札幌地方検察庁では上席検務専門官を筆頭に私を含め5名の証拠品担当事務官がおりますが、常に緊張感を持つつも、明るい職場環境で、種々の問題にもチームワークで事務処理に当たっています。

[執 行]

■鹿児島地方検察庁 主任捜査官 桑野 一美

執行担当では、裁判の把握から死刑及び自由刑（懲役・禁錮又は拘留）の執行指揮に至るまでの手続並びにこれに付随する事務、また、有罪裁判確定後の被害者等通知に関する業務を行っています。

刑の執行は、捜査及び公訴の維持とともに、検察官の行う重要な職務の一つであり、中でも死刑及び自由刑は、人の生命又は自由を奪うもので、直接人権に影響を及ぼす刑ですから、その執行手続に誤りがないようにならなければいけません。また、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っており、いかに慎重な手続を経て言い渡された裁判であっても、この刑の執行が不完全では裁判の目的は達成されないことになります。これらの点から、事務の正確性と迅速性が求められ、常に緊張感を持って職務に当たらなければなりません。

被害者等通知に関しても、警察等その他関係機関と連携しつつ、被害者等に対し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等を正確かつ迅速に通知しなければなりません。

私も普段から関係法令を始めとして、判例、学説、通達などの研究を怠らず、旺盛な責任感を持って職務に当たるよう努めるとともに、明るく風通しの良い職場環境作りを意識しつつ、上司等にも相談して的確な対応を執ることを心掛けています。

[徵 収]

■広島地方検察庁 檢務専門官 家頭 明日美

私は、現在、徵収事務を担当しています。

徵収事務には、罰金や科料などの徵収金に係る裁判の把握から、納付の告知、現金等の収納、未納者に対する強制処分に関する事務までが含まれます。

特に罰金未納者の対応では、納付に窮する理由を切実に語られることも度々あり、正直戸惑うこともあります。が、刑罰の厳格な執行のため、経験豊富な上司や先輩方の暖かい指導に助けられながら緊張感をもって職務に当たっています。

この仕事は、常に相手と接するため、言動等にも注意が必要となります。非常に責任感の感じられるやりがいのある仕事だと思っています。

これからも、関係法令や規程を十分に把握した上で、自己研さんに励みながら、少しづつ経験を積んでいきたいと考えています。

[犯 歴]

[記 錄]

■高松地方検察庁 檢務専門官 大西 宏

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行います。

また、記録事務は、裁判が確定した後、裁判所から検察庁に引き継がれた訴訟記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、現在、記録事務を担当し、主に保管記録の閲覧請求に対応する事務を行っています。保管記録の閲覧請求があったときは、検察官が関係法令などに基づき閲覧の許否を判断します。そして許可となった場合でも、閲覧対象となる記録を逐一精査して、閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穀などを害するおそれのある箇所などを十分に検討し、その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに細心の注意を払う必要があります。その中には判断の難しい事案もありますが、上司の指導や同僚のアドバイスを参考しながら対応しています。

このように、職責の重さを意識しながらも、高松地検では、風通しの良い職場環境の下で、充実したやりがいのある毎日を送っています。

被害者支援

検察庁では、捜査や公判の段階、あるいは裁判後においても、各種の被害者支援や保護を行っています。その被害者支援・保護の一環として、犯罪被害者の方々に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者への支援に携わる被害者支援員を検察庁に配置しています。

検察庁の犯罪被害者保護と支援のための主な取組は以下のとおりです。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を、参考人の方に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の刑務所からの出所時期などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

被害者支援員制度

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っているほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



このパンフレットは、検察庁における被害者支援・保護について分かりやすく解説しています。

ホームページからもご覧になれますので、ご活用ください。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)

被害者ホットライン

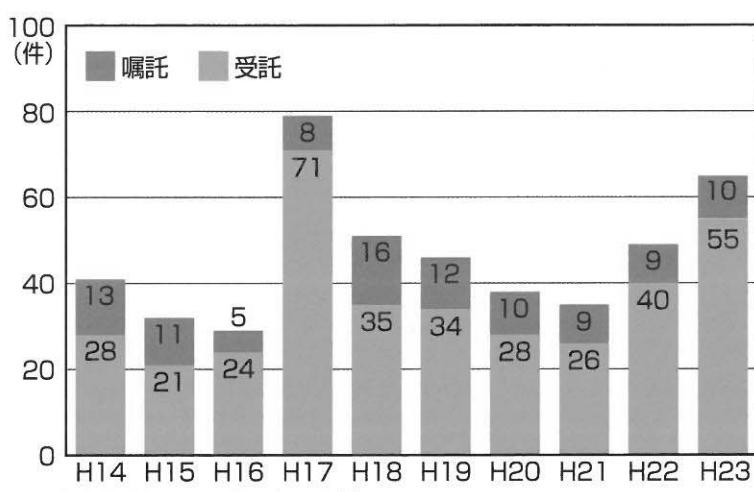
被害者の方々が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせが行えるよう、専用電話として被害者ホットラインを設けています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっていますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在するなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国及び中国等との間で二国間の刑事共助条約を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

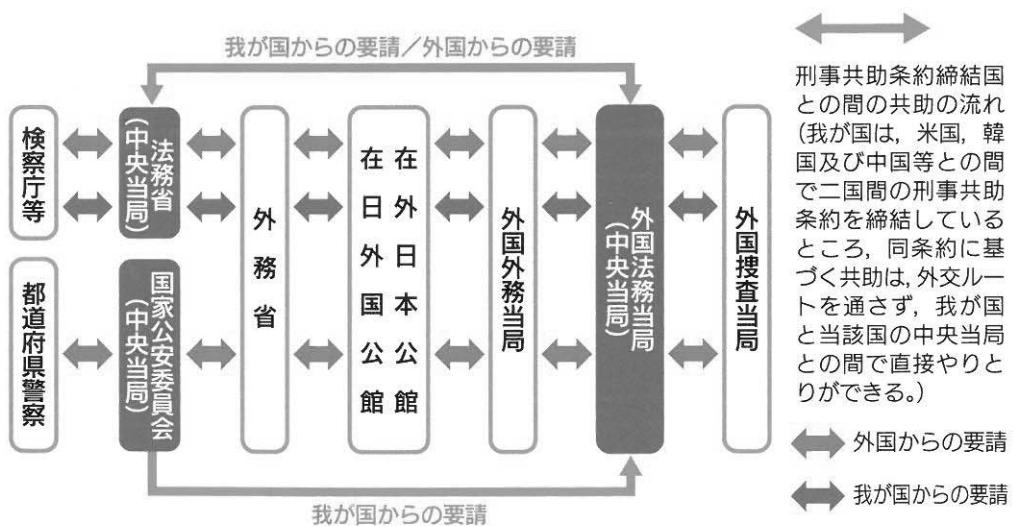
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

国際捜査共助事件件数



※法務省刑事局及び警察庁の資料による。

捜査共助の手順



Q & A コーナー

[検査について]

Q 警察で事情を聞かれて供述調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、供述調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方などから事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力をお願いします。

Q 検察庁の独自検査とは、具体的にどういうことをするのですか？

A 検察庁の独自検査とは、自ら検挙摘発して行う検査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別検査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている所があります。

[検察官・検察事務官の資格、採用について]

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
2 裁判官（判事・判事補）
3 弁護士
4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が異なります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の人事課（法務省代表電話03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらにお問い合わせください。検察事務官の採用については、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

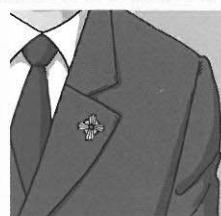
[その他]

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。
主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察官職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。
また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁にお問い合わせください。

Q 検察官の付けているバッヂには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッヂの形は、紅色の旭日に菊の白い花弁と金色の葉があしらっており、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）」のバッヂと呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に現れる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

最高検察庁		〒 100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒 100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒 553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒 460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	広島	〒 730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	福岡	〒 810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒 100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒 231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	さいたま	〒 330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒 260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒 310-8540	水戸市北見町 1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒 320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒 371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒 420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	甲府	〒 400-8556	甲府市中央 1-11-3	055-235-7231
	長野	〒 380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	新潟	〒 951-8502	新潟市中央区西大畠町 5191	025-222-1521
	大阪	〒 553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒 602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御盡町 82	075-441-9131
	神戸	〒 650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒 630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	大津	〒 520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒 640-8143	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	名古屋	〒 460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒 514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	岐阜	〒 500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	福井	〒 910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒 920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	富山	〒 939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	広島	〒 730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒 753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒 700-0807	岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5651
	鳥取	〒 680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒 690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	福岡	〒 810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒 840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒 850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	大分	〒 870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100
	熊本	〒 860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒 892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611
	宮崎	〒 880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131
	那霸	〒 900-8578	那霸市樋川 1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	福島	〒 960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	山形	〒 990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	盛岡	〒 020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	秋田	〒 010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	青森	〒 030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒 040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒 070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒 085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	徳島	〒 770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高知	〒 780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	松山	〒 790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111

検察庁

Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページ 検察庁

<http://www.kensatsu.go.jp>

別紙3－2

○取組内容③ 広報活動の実施回数

指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
広報活動の実施回数（回）	1,339	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069

平成26年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	671	19,943
講演会・説明会	105	4,231
模擬裁判	115	3,697
イベントの実施・参加	33	10,513
その他	145	1,889
合計	1,069	40,273

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般市民や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般市民や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(6))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け : II-7-(1))				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,101,300	2,092,976	2,238,278
	補正予算(b)	0	0	97,105	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	2,101,300	2,092,976	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額（千円）	2,092,931	2,086,792	—	/
	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）^{*13} 				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）											
別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。											
参考指標	実績値										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	15	16	17	20	21					
	施設数	50	61	47	27	56					
	動員数（人）	705	940	677	554	808					
測定指標		平成26年度目標値			達成						
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	23.1日より短縮				おおむね達成						
	基準値	実績値									
	一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
請求を行った関係地方公共団体数	—	19	18	18	17	21					
提供回数（回）	—	58	50	54	41	55					
平均所要日数（日）	—	20.1	21.0	20.9	23.2	25.4					
測定指標		平成26年度目標			達成						
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施		職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。			達成						
施策の進捗状況（実績）											
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。											
参考指標	実績値										
ホームページへのアクセス件数（件）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能で	165,357	—	170,139	241,486	402,213						

あった。

評 価 結 果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 指標2の平均所要日数については25.4日となり、目標値とした23.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 平成26年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計21回、延べ56施設、公安調査官延べ808人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。 以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。 【測定指標2】 平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成26年度の目標値算定の根拠とした平成21年度から平成25年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており（平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮）、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成26年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成26年度の目標値23.1日と実績値25.4日の開差である2.3日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。 【測定指標3】 平成26年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については隨時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」 ^{*14} 、「内外情勢の回顧と展望」 ^{*15} のほか、「国際テロリズム要覧」（Web版） ^{*16} や「オウム真理教に関するページ」 ^{*17} 等を掲載することでホームページの内容を充実させ、アクセス件数は上昇している。 以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。		
(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標1、2 関係】 達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方		

公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。

【測定指標3関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標1、2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」 (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をわなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・2-(2)-① 対外情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・III-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）-② 日本版NCFITA^{*18}の創設

・III-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）-① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）-① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）-④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）-① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）-② 在外公館における警察アタッシェ^{*19}、防衛駐在官等の体制強化

（5）-③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）-⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）-⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）-① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）-③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

（7）-① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

（8）-① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

(1) ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1) ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営

(1) ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）」

・まず冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言、申し上げます。（中略）非道かつ卑劣極まりないテロ行為を、断固非難します。日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。（中略）テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。

・平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。

・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。

・（2020年に）私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。必ずや成功させる。その決意で、専任の担当大臣の下、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。

*14 「最近の内外情勢」

　　公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。

*15 「内外情勢の回顧と展望」

　　公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。

*16 「国際テロリズム要覧」（Web版）

　　公安調査庁ホームページ [<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>] を参照。

*17 「オウム真理教に関するページ」

　　公安調査庁ホームページ [<http://www.moj.go.jp/psia/20140331.aum.top.html>] を参照。

*18 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成26年5月、8月、11月、平成27年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、平成26年度中に教団施設に対する立入検査を合計21回、延べ56施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成26年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約160人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約10か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まん的であることなどが明らかとなっている。
- 3 このように、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明されたので、公安調査庁長官は、平成26年12月1日、公安審査委員会に対し、同27年1月末に5回目の更新期間の満了を迎える観察処分について、その期間の更新を請求した。これを受けて、公安審査委員会は、平成27年1月23日、同請求を認める決定をした（平成27年1月30日官報公示）。

[測定指標3] 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 國際テロ関係では、國際テロ組織等の動向のほか、国内において國際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国的重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国への関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国への尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、隨時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成26年5月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、隨時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等のほか、「国際テロリズム要覧」（Web版）及び「オウム真理教に関するページ」を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(7))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け : III-9-(2))				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るために、オンラインによる供託手続を推進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,047,049	1,791,165	1,834,091
	補正予算(b)	△292,958	△70,772	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	1,754,091	1,720,393	—	
執行額(千円)		1,571,868	1,696,280	—	
施策に関する内閣の重要な内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定） III-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供^{*3}</p>				

測定指標	平成26年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p>		
参考指標		実績値
		22年 23年 24年 25年 26年
1 帰化許可申請者数（人）		13,391 11,008 9,940 10,119 11,337

2 帰化許可者数（人）	13,072	10,359	10,622	8,646	9,277
3 帰化不許可者数（人）	234	279	457	332	509
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の取得者数（人）	1,396	1,207	1,137	1,030	1,131

測定指標	平成26年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁶ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,327件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,205	3,011	2,677	2,449	2,327
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁷ の延べ実施日数（日）	602	604	597	617	588
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,416	9,856	10,119	10,194	9,959
4 現地指導実施回数 ⁸ （回）	1,846	1,828	1,819	1,824	1,840
5 現地指導実施率 ⁹ （%）	97	97	96	96	97

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ¹⁰ （%）の向上 (大量供託事件 ¹¹ を除外)	平成25年度利用率以上					おおむね達成
基準値	実績値					
25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	

	17. 9	7. 4	8. 9	12. 3	17. 9	17. 3
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	50, 757	61, 387	70, 560	96, 068	89, 805	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1, 2 について、目標を達成することができた。また、測定指標 3 について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>なお、平成26年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が再び増加しているのは、主として平成25年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。</p> <p>国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から、目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成26年度は、2,327件であり、前年度と比較すると122件減少した。このうち、渉外事件^{*12}に係るものは、1,060件（前年度は1,216件）である。</p> <p>平成26年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成26年度における延べ実施日数が588日であり、前年度と比較すると、29日減少し、延べ受講者数も9,959人と前年度より235人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導実施率は高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。</p> <p>以上から、目標は達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標 3】</p>

平成26年度の供託手続のオンライン利用率は17.3パーセントであり、前年度の実績値（17.9パーセント）をわずかに下回っている。これは、平成25年度に複数の法務局・地方法務局において、個別的に大量のオンライン申請（合計約11,900件）があったために、平成25年度のオンライン利用率が急上昇（前年度比で10パーセント以上上昇）した結果である。平成25年度における大量の個別事案については、全国的なものではなかったため「大量供託事件」の件数には含めなかつたが、このような特殊なケースを除外すれば、平成25年度のオンライン利用率は15.6パーセントであり、平成26年度の利用率（17.3パーセント）はこれを上回っていることから、全体的に見て供託手続のオンライン利用率は順調に向かっているということができる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことにより、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密に

して、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキヤナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ－3－(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 改正された「国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関するオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(8))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け : III-10-(1))				
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,243,604	3,195,780	3,295,909
	補正予算(b)	△132	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	3,243,472	3,195,780	—	
	執行額(千円)	3,227,595	3,178,706	—	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）*1				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもつてもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室*2、人権の花運動*3、全国中学生人権作文コンテスト*4、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。</p>		
参考指標	実績値	

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,595	13,123	15,863	16,163	19,871
	参加者数 (人)	453,435	506,802	630,879	650,493	796,748
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体) 数	3,574	3,661	3,844	3,845	3,816
	参加者数 (人)	498,983	513,878	518,530	526,129	483,788
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
	応募者数 (人)	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	21	29	35	41	40
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	600	1,100	920	480 (※1)	800
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	82,430	544	964	636	615
7 新聞掲載回数		5,539	5,478	5,698	6,032	5,840
8 テレビ・ラジオ放送回数		53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221	19,754
9 ポスター配布枚数		213,272	221,875	189,152	340,412	230,066

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる（例年2回実施）。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成26年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やイ	達成

	<p>インターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>	
--	---	--

施策の進捗状況（実績）

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}、女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 人権相談件数（全体）（件）	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,593	22,329	20,144	18,272	17,626
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	650	513	606	671	584
6 インターネットによる相談件数（件）	5,044	5,500	7,384	8,776	— (※3)
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,500	22,072	22,694	22,172	21,718

(※3) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	(判断根拠)	測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考え

評 価 結 果	<p>ている。</p> <p>測定指標1、2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>	
		施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足)	
	<p>【測定指標1】</p> <p>平成26年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標1、2及び3のとおり、人権教室に79万6,748名、人権の花運動に48万3,788名、全国中学生人権作文コンテストに95万3,211名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「外国人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。</p> <p>また、発信型の啓発活動として、同和問題について関係者の貴重な証言を記録した人権啓発教材の作成（別紙3参照）、性的指向や性同一性障害を題材とした人権啓発ビデオの作成（別紙4参照）、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの動画共有サイトにおける配信等を行った。</p> <p>さらに、全国中学生人権作文コンテストの入賞作品の朗読ビデオを作成したほか（別紙5参照）、特に優秀とされた上位3作品を英訳し、法務省ホームページに掲載する等（別紙6参照）、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。</p> <p>加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が「ヘイトスピーチ」であるとして、社会的関心を集めたことを受けて、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、新聞廣告・インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信、駅構内の電子広告の実施等を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成26年度においては、参考指標1及び7のとおり、25万3,414件（対前年比で3,033件（1.1パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万1,718件（対前年比で454件（2.0パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙7のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件件数自体は前年比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った件数は、前年に比べ約1.78倍に増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p> <p>以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1 関係】</p> <p>達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成25年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。</p> <p>また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。</p> <p>さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたこ</p>	

とを受けて、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものと考える。

【測定指標2関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が1,429件（対前年比で49.3パーセント増加）、障害者や高齢者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件が869件（対前年比で37.9パーセント増加）、社会福祉施設に関する人権侵犯事件が246件（対前年比で18.3パーセント増加）（別紙8参照）と、それぞれ前年から増加している。

平成26年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件及び社会福祉施設に関する人権侵犯事件の各件数が過去最高となっている（別紙8参照）。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標1、2】

今後も、その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

2 実施方法

	<p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課、平成27年3月作成、対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課、平成22年度～平成26年度の各年度で作成、対象期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「第30～34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課、平成22年度～平成26年度の各年度で作成、対象期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年2月22日～平成26年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成27年8月

-
- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動（別紙1参照）
- *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動（別紙2参照）
- *6 「人権啓発フェスティバル」
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
- *7 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
- *8 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- *9 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るために、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。



■本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

トップページ サイトマップ 業務支障情報 ENGLISH

検索

トップページ > 政策・施策 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護(人権相談、調査救済、人権啓発等) > 人権擁護局フロントページ > 啓発活動 > 全国中学生人権作文コンテスト

全国中学生人権作文コンテスト



全国中学生人権作文コンテスト

法務省と全国人権擁護委員連合会では、次代を担う中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

34回目を迎える平成26年度は、7,083校の中学校(特別支援学校を含む。)から、953,211名という過去最高の応募がありました。このうち「子どもに関する問題」をテーマとする作文が応募総数全体の

40.8% (389,137編)、中でも「いじめ」に関する作文が31.3% (298,227編)と最も多くなっており、中学生の皆さんにとって「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識され、深刻な状況にあることがうかがえます。



表彰式風景(平成26年度)

■過去5年間における全国中学生人権作文コンテストの実施状況					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
応募校数	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
応募者数	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211

過去5年間における全国中学生人権作文コンテストの実施状況

[第34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について\(報道発表資料\)](#)

[第34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式\(平成26年12月25日\(木\)\)の様子はこちら](#)

[全国中学生人権作文コンテスト優秀作品を題材にした新たなコンテンツの発信等について\(報道発表資料\)](#)

第35回全国中学生人権作文コンテストを実施します

35回目の節目を迎える平成27年度の人権作文コンテストを実施します。今回もたくさんの中学生からの御応募をお待ちしています。

[詳しくはこちらをご覧下さい](#)

入賞作品を活用した人権啓発資料

入賞作文集や、入賞作品を題材にしたコンテンツを掲載しています。

コンテストの応募作品は、いずれも中学生らしい感性に富み、純粋な感覚で人権問題をとらえたものばかりです。あなたも、作文集やコンテンツを通じて、作品に触れてみて下さい。

[俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんによる入賞作品の朗読ビデオが完成しました](#)

政策・施策メニュー

[トピックス](#)

[刑事政策](#)

[国民の基本的な権利の実現](#)

[登記](#)

[商業登記に基づく電子認証制度](#)

[戸籍](#)

[国籍](#)

[供託](#)

[電子公告](#)

[公証制度](#)

[人権擁護\(人権相談、調査救済、人権啓発等\)](#)

[法律サービス関連](#)

[日本司法支援センター](#)

[出入国管理](#)

[国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理](#)

[その他の政策・施策](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[法務省の概要](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんに朗読をお願いした、入賞作品の朗読ビデオ「未来を拓く5つの扉～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～」が完成しました。

- 未来を拓く5つの扉～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～
入賞作品の中から5作品を、お二人による朗読に、アニメーションやイラストを組み合わせて映像化したものです。

朗読のほか、本コンテスト中央大会審査委員長で作家の落合恵子先生からのメッセージも収録されています。

以下からご覧いただけます。

1. 本当の国際化とは
2. 電車内に咲いた、笑顔の花
3. 「立ち止まる」
4. NO！と言える強い心をもつ～ハンセン病問題から学んだこと～
5. 「絆」
6. 落合恵子先生からのメッセージ

(他の入賞作品を原作とした人権啓発ビデオ)

- わたしたちの声 3人の物語～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～
入賞作品の中から3作品を原案として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマ化した人権啓発ビデオです。

以下からご覧いただけます。

1. いじめをなくすために、今
2. 温かさを分け合って
3. リスペクト アザース

※ 各動画のリンク先のサイトは、グーグル株式会社が運営する動画配信サイト(YouTube)です。



未来を拓く5つの扉

入賞作文集

以下のとおり入賞作文を掲載しています。

※入賞作文の広報誌等への転載については、「入賞作文集の作品の転載について」をご覧下さい。

[第34回\(平成26年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第33回\(平成25年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第32回\(平成24年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第31回\(平成23年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

[第30回\(平成22年度\)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集](#)

優秀作品を英訳して世界に発信しています

新たな試みとして、第34回大会(平成26年度)の優秀作品3作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介文とともに、法務省ホームページ(英語版)へ掲載しています。

[The National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students\(法務省ホームページ\(英語版\)へ\)](#)

[紹介文\(日本語\) \[PDF:439KB\]](#)

[英訳3作品原文\(日本語\) \[PDF:288KB\]](#)

人権啓発ビデオを使用した人権教室・人権啓発ビデオの貸出しについて

● 人権教室について

法務局・地方法務局では、人権啓発ビデオ等を使用した人権教室(※)の依頼を隨時受け付けています。

[詳しくはこちらをご覧下さい。](#)

※人権教室 人権擁護委員が中心となって、総合的な学習の時間等を利用して、いじめ等について考える機会を作ることによって、思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として実施している啓発活動

● 人権啓発ビデオの貸出しについて

法務局・地方法務局や[\(公財\)人権教育啓発推進センター](#)の人権ライブラリーでは、人権啓発ビデオの貸出しを行つ

ています。

また、人権啓発ビデオは、[YouTube法務省チャンネル](#)でもご覧いただけます。

[詳しくはこちらをご覧下さい。](#)

入賞作文集の作品の転載について

1. 上記作文集の作品を、広報誌等の無償の印刷物に掲載した場合は、転載報告書※1に、作品を掲載した印刷物(写しでも可)1部を添付の上、法務省人権擁護局人権啓発課宛てに速やかに送付願います(作品の単なるコピー・プリントである場合は、送付不要)。

なお、転載の条件として、作品の字句を修正することなく原文のとおり全文を掲載するとともに、主催者名を「法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催」とし、「第〇〇回全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品である旨を明記してください。

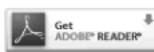
2. 上記作文集の作品を、有償の印刷物として出版することは、原則として認めません。

なお、有償の印刷物(例えば、道徳の副読本等)への転載については、認める場合がありますので、法務省人権擁護局人権啓発課(法務省代表:03-3580-4111)まで事前に御連絡ください※2。

3. その他、本ページに掲載していない作品の印刷物への転載や使用、インターネット上への掲載等については、法務省人権擁護局人権啓発課又は[最寄りの法務局・地方法務局](#)まで御連絡ください。

[※1 転載報告書の様式例 \[WORD:29KB\]](#)

[※2 転載申請書の様式例 \[WORD:29KB\]](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

Word 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Word Viewerが必要です。
Microsoft Office Word Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
[Microsoft Office Word Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:03-3580-4111(代表)

アクセス 法務省パンフレット プライバシーポリシー ご利用にあたって 政府関連リンク
Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

一緒に考えてみませんか？

別紙2

人権シンポジウム in 大阪

入場
チケット

外国人と人権

～ 違いを認め、共に生きる ～

現在、日本には200万人を超える多くの外国人が暮らしていますが、言語や宗教、文化、慣習等の違いから軋轢が生じることもあります。我が国における外国人が置かれている実情や多文化共生社会実現の方策等に関する議論を通じ、「真の多文化共生社会」の実現について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記・同時通訳(英語のみ)あり

日時 2014年 11月15日 土
13:30~17:05(開場12:30)

会場 オーバルホール

(大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビルB1F)
<http://www.mainichi.co.jp/oval/>

アクセス [電車]JR「大阪」駅福島口より徒歩約8分
JR大阪環状線「福島」駅より徒歩約5分
阪神本線「梅田」駅より徒歩約8分
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅徒歩約8分

定員 180名 (事前申込制／先着順)



《トークショー》
日本文学研究者、東京大学大学院教授
ロバート キャンベル

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 大阪」事務局

TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

Eメール event2014@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

主催:法務省/全国人権擁護委員連合会/大阪法務局/大阪府人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センター
後援:大阪府/大阪市/大阪府市長会/大阪府町村長会/産経新聞社/朝日新聞大阪本社/読売新聞社/毎日新聞社/日本経済新聞社大阪本社/

共同通信社大阪支社/時事通信社大阪支社/NHK大阪放送局/MBS/朝日放送/関西テレビ放送/読売テレビ/ラジオ大阪/ラジオ関西/FM大阪/FM802/FM COCOLO(順不同)

113



人権イメージキャラクター
KENまもる君

人権イメージキャラクター
KENあゆみちゃん

一緒に考えてみませんか？

人権シンポジウム in 東京

入場
料金
1,000円

震災と人権

～被災者の方々の心に寄り添う復興のために～

東日本大震災の発生から4年が経とうとしています。現在も被災地では復興に向けて様々な取組が行われていますが、高齢者や障がいのある人など、よりきめ細やかなサポートをする方々や、福島第一原子力発電所事故の影響により多大な被害を受けた農業者・漁業者の方々などにとって、「復興」への道のりはまだまだ長く、遠い状況にあります。このシンポジウムでは、被災地の実情や改善策、復興へのニーズ等の議論を通じ、復興・防災計画を推進するに当たり、全ての被災者の人権に配慮することの重要性について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

日時 2015年1月10日土
13:30~17:05(開場12:30)

会場 よみうり大手町ホール
(東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社)
<http://yomi.otemachi-hall.com>

アクセス 東京メトロ千代田線・丸ノ内線・東西線・半蔵門線、
都営地下鉄三田線「大手町」駅C3出口直結
*東京サンケイビル横、大手町パルビル、KDDIビル向かい
*東京メトロ、都営地下鉄の各「大手町」駅は、地下道でC3出口に移動可能

定員 220名(事前申込制/先着順)



〈トークショー〉

タレント/俳優、劇団「なす我儘」主宰
なすび なすびと一緒にみんなで東北応援隊!

〈シンポジウム〉

パネリスト

特定非営利活動法人
フェアトレード東北
代表理事

布施 龍一

特定非営利活動法人
遠野まごころネット
副理事長・本部事業統括

小谷 雄介

株式会社マイファーム
代表取締役

西辻 一真

コーディネーター

法務省特別顧問、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門
家委員会委員、公益財団法人人権教育啓発推進センター
理事長・元・国連人権促進保護小委員会委員

横田 洋三

〈資料展示〉

- ・人権啓発資料、パネル等の展示(予定)
- ・震災に関連する資料、パネル等の展示(予定)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 東京」事務局

TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

Eメール event2014@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

主催:法務省/全国人権擁護委員連合会/東京法務局/東京都人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センター
後援:東京都/特別区長会/東京都市長会/東京都町村会/朝日新聞社/読売新聞社/毎日新聞社/産経新聞社/日本経済新聞社/東京新聞/

共同通信社/時事通信社/NHK/フジテレビジョン/テレビ東京/ニッポン放送/TOKYO FM/J-WAVE/interFM(順不同)



人権イメージキャラクター
KENまむる君

人権アーカイブ・シリーズ

同和問題

～過去からの証言、未来への提言～

人権教育・
啓発担当者
向け

監修：稻積謙次郎 ジャーナリスト（元・西日本新聞社編集局長）
元・地域改善対策協議会委員

(61分)
字幕／副音声入り
証言集付き



一般向け

(19分)

字幕／副音声入り

活用の手引付き

同和問題 未来に向けて



企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

この教材は、我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、一般市民を対象とした、啓発現場においても使用できる有効なツールとしての映像も併せて制作し、同和問題の解決のために次世代へ伝承するものです。

人権アーカイブ・シリーズ

同和問題

(61分)

人権教育・
啓発担当者
向け

○同和問題の歴史

わが国固有の人権問題である同和問題について、その歴史を中世から明治、第二次世界大戦終戦後までの状況について解説する。

○同和問題解決への取組

劣悪な環境にあった被差別部落の状況を改善するために、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が施行された。その意義や実施の状況、問題点などをまとめる。

○同和問題の現在

33年に渡る同和対策の特別措置に関する法律が失効し、同和問題に対する取組は一般対策へと移行したが、現在も、形を変えながら根深く差別や偏見が残っている。その状況を解説する。

○人権尊重社会をめざして

同和問題の解決と、人権尊重社会の実現のために私たちに何ができるのか、同和地区と周辺地区との交流の現場や、国際的な人権の視点から問いかける。

監修：稻積謙次郎

ジャーナリスト（元・西日本新聞社編集局長）
元・地域改善対策協議会委員



同和問題

(19分)

一般向け

○ドラマ（結婚差別）

ある日、奈々子は両親に結婚を前提に付き合っている公平を紹介する。しかし、奈々子は、両親が公平の出身地に同和地区が多いという噂を理由に身元調査をしたいという会話を耳にする。

奈々子は身元調査に反対し、両親がなぜ同和地区を差別するのか、「同和問題」について調べ始める。そして、同和地区に対する差別はいわれのないものであり、正しく理解することが大切であることを両親に伝える。奈々子の両親も反省し、同和問題に対して真剣に向き合い始める。

奈々子は、公平と結婚したいことを両親に告げる。すると両親も、人権相談に行って詳しく話を聞き、同和問題がいわれのないものだということを理解したという。奈々子は、両親が理解してくれたことがわかり、安心する。

○解説（同和問題とは）

わが国固有の人権問題である同和問題について、その歴史を、中世から明治、昭和そして現在までを概観し、同和対策事業についても説明する。

○解説（現在の差別）

現在問題となっているインターネットを悪用した差別問題について解説する。



● このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803
ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

● このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等について

人権ライブラリー ※人権教育啓発推進センター併設

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
ホームページ <http://www.jinken-library.jp>

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。

○法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>

○人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

企画 法務省人権擁護局

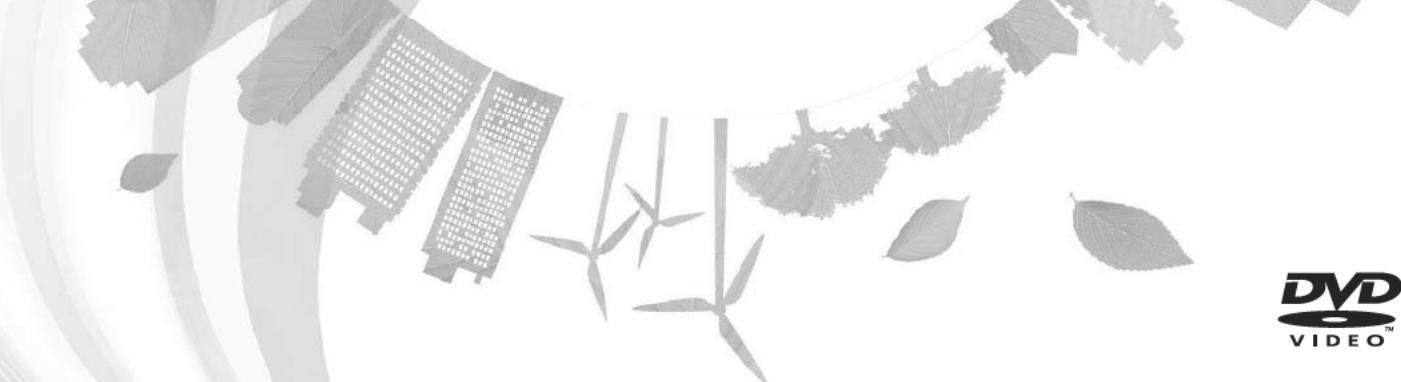
公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

平成 26 年度 法務省委託 人権啓発ビデオ

あなたが あなたらしく 生きるために

性的マイノリティと人権



企画 法務省人権擁護局

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

監修：宝塚大学看護学部教授 日高 康晴

30分 字幕／副音声入り



活用の手引き付き

性・セクシュアリティはとても多様です。しかし、それをしっかり理解している人はごくわずかでしょう。そのため、性的マイノリティの多くが、生きづらさを感じています。誰もがありのままで受け入れられ自分らしく生きたいと望んでいます。そんな社会を実現させるためには、まず相手を正しく理解し、偏見や差別をなくす必要があります。この教材は、性的マイノリティについて人権の視点で理解を深めるのがねらいです。性的マイノリティの入門編としてご活用ください。

あなたが あなたらしく生きるために ❤️

性的マイノリティと人権

チャプター 1 性的マイノリティとは

ナビゲーターと監修者・日高庸晴宝塚大学看護学部教授による解説

- 性の多様性について
- LGBTQとは



チャプター 2 ドラマ「トランスジェンダーの中学生 陽菜の場合」

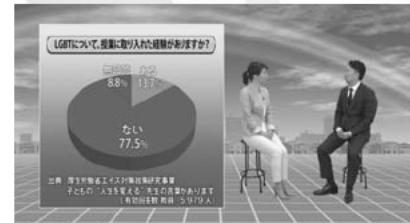
主人公・陽菜は中学2年生。周囲からはボーイッシュな女の子と認識されているが、心の性は男性。家でも学校でも女の子を演じ続けていることがとても辛い。友達や教師にも相談できず、孤独が深まるばかり。陽菜の担任の宮木や養護教諭の小渕は、陽菜の様子がおかしいことに気づき、支援できることがないか話し合う。また、友達の奈々は、陽菜の味方になると言ってくれる。しかし、それでも陽菜は打ち明ける決心がつかない。



チャプター 3 性的マイノリティが置かれた現状

ナビゲーターと日高庸晴教授による解説

- LGBTQの人が求める支援について
- LGBTQの人々に見られる自殺未遂のリスク
- 支援の方法について



チャプター 4 ドラマ「同性愛の会社員 雄輔の場合」

上司から結婚や交際相手について聞かれるたび、主人公・五島雄輔は暗くなかった。彼はゲイ（男性の同性愛者）だ。雄輔には恋人の清人がいる。ある日、二人が公園に行った時、足をくじいた清人をかいがいしく看病する姿を雄輔の同僚・武田に目撃されてしまう。武田は雄輔が同性愛者だと気づき、雄輔は噂が広がるのを恐れて仕事も手につかなくなる。そんな中、雄輔は、信頼できる上司の飯塚に自分がゲイであるということを打ち明ける。飯塚は雄輔の心を受け止め、今後も支えていくことを伝える。



チャプター 5 誰もがいきいきと暮らせる社会

ナビゲーターと日高庸晴教授による解説

- カミングアウトについて
- 性的マイノリティの悩み
- 誰もがいきいきと暮らすことができる社会へ



●このビデオに関するお問い合わせ先 公益財団法人 人権啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803
ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

●このビデオの貸出、その他人権啓発資料等については 人権ライブラリー

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
ホームページ <http://www.jinken-library.jp>

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の
「法務省チャンネル」で視聴可能です。

●法務省チャンネル <http://jp.youtube.com/MOJchannel>

企画 法務省人権擁護局

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

法務省委託
平成26年度
人権啓発ビデオ

審査員長からの
メッセージ

[5分]

全国中学生人権作文コンテスト
中央大会審査員長(作家)
落合恵子

朗読



濱田龍臣 (俳優)



大和田南那 (AKB48)



本当の
国際化とは

[7分30秒]



電車内に
咲いた、
笑顔の花

[7分30秒]



立ち止まる

[8分]



NO!と言える
強い心をもつ
ハンセン病問題～
から学んだこと～

[8分30秒]



絆

[6分30秒]

未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～

絵と
アニメーション
でみる

全46分
字幕／副音声入り
活用の手引き付き

企画
法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作
株式会社 桜映画社



未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～

全国中学生人権作文コンテストでは、次代を担う中学生が、身の周りで起きたいろいろな出来事や自分の体験などから、人権について考えています。このビデオでは、入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介します。

中学生が作文の中でつぶやいている言葉に、あなたも耳を傾けてみてください。それが、きっと、新しい明日への一歩につながっていくでしょう。

朗読

濱田龍臣

2006年に子役としてデビュー。

大河ドラマ「龍馬伝」で坂本龍馬（福山雅治）の幼少役や、実写版「怪物くん」で市川ヒロシ役、映画「ガッチャマン」で甚平役を演じる。2010年10月「ゴールド・ドリーム・アワード2010」で、金の卵賞を受賞。

大和田南那

AKB48チームBのメンバー。

主演を務めたドラマ『セーラーゾンビ』（テレビ東京系）や、ミュージカル『AKB49～恋愛禁止条例～』での透明感あふれる演技で存在感を示す。AKB48の次世代エースとして、これから活躍が最も期待されている注目株の一人。



本当の国際化とは

[7分30秒]

●平成25年度第33回 日本放送協会会長賞

広島県
三次市立布野中学校
2年
丸川海音



電車内に咲いた、笑顔の花

[7分30秒]

●平成25年度第33回 法務事務次官賞

大阪府
河内長野市立加賀田中学校
2年
竹内萌里



立ち止まる

[8分]

●平成24年度第32回 法務事務次官賞

東京都
小金井市立
小金井第二中学校
2年
熊谷瑞生



NO!と言える強い心をもつ

～ハンセン病問題から学んだこと～

[8分30秒]

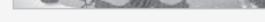
●平成25年度第33回 法務大臣賞

広島県

学校法人盈進学園盈進中学校

1年

後藤泉稀



紛

[6分30秒]

●平成23年度第31回 内閣総理大臣賞

福岡県
九州朝鮮中高級学校 中級部
3年
崔玄祺



審査員長からのメッセージ

[5分]

全国中学生人権作文コンテスト

中央大会審査員長（作家）

落合恵子



DVD チャプター構成：全編再生 [41分]、各作品再生（導入 [1分30秒]+各話+結び [1分30秒]）、審査員長からのメッセージ [5分]

企画：法務省人権擁護局

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作：株式会社 桜映画社

朗読…濱田龍臣（俳優） 大和田南那（AKB48）

出演…滝合恵子（全国中学生人権作文コンテスト中央大会審査員長、作家）

企画…法務省人権擁護局、公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作…株式会社 桜映画社

監督…井手洋子

イラスト・アニメーション…青木純（「本当の国際化とは」 平山志保（「電車内に咲いた、笑顔の花」） 広瀬恵（「立ち止まる」） 三角芳子（「NO!と言える強い心をもつ」・導入・結び） 荒井知恵（「紛」）

プロデューサー…山田三枝子 栗田真紗子 演出助手…細矢知里 音楽…芳賀一之

編集…井手洋子 細矢知里 字幕・副音声…メディア・アクセス・サポートセンター

協力…株式会社ティクオフ 株式会社 Y&N Brothers

●このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803

ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

●このビデオの貸出、その他人権啓発資料等については

人権ライブラリー

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954

ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

●この人権啓発ビデオは、動画共有サイト YouTube の

「法務省チャンネル」で視聴可能です。

法務省チャンネル 検索

The Ministry of Justice

To Page Text

[TOP](#) > Introduction to Outstanding Essays from the National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students

Introduction to Outstanding Essays from the National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students

The Ministry of Justice has co-organized the annual National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students since 1981. This program aims to help junior high school students, who will be major players in the next generation, to deepen their understanding of the importance and necessity of respecting human rights, and foster awareness of human rights, through writing essays on human rights issues. Each year, a collection of award-winning essays is compiled and distributed. In 2013, based on three outstanding essays selected from past award-winning essays, three dramas were produced

Collection of award-winning essays and compiled into a video titled “Watashitachi no Koe, Sannin no Monogatari (Our Voice, Three Stories)”, which has been uploaded to a website and can be viewed online. In this way, this essay contest program plays a major role in publicizing the importance of human rights.



(Click below to read past award-winning essays in Japanese.)

- [In 2013\[PDF\]](#)
- [In 2012\[PDF\]](#)
- [In 2011\[PDF\]](#)

(Click below to view the video in Japanese.)

- <https://www.youtube.com/watch?v=BQW5zjbnkNA>
- <https://www.youtube.com/watch?v=gxqW-6AN0tY>
- <https://www.youtube.com/watch?v=C8Tc9BRtRJg>



Video “Watashitachi no Koe, Sannin no Monogatari”

In 2014, the contest received a record 953,211 essays from 7,083 schools across the nation. Almost one in four junior high school students in Japan submitted an essay. From this overwhelming number of submissions, 36 award-winning essays and 65 encouragement-prize-winning essays were selected by an impartial panel of judges, including writer Keiko Ochiai and film director Yoji Yamada. Students whose submissions ranked among the top three were invited to the awards ceremony held at the Ministry of

Justice.



Award-winners (three in the middle of the front row), their families (back row), and judges



Award-winners and Justice Minister Yoko Kamikawa

Here are the award-winning essays. The winners look at human right issues with fresh sensitivity and a sense of purity special to junior high school students. Readers will be deeply impressed by their essays. We hope that as many people will read these essays and understand that Japanese junior high school students seriously think about human rights. It is also our hope that this program will help promote respect for human rights across the world.

(Click below to read award-winning essays in 2014 in English.)

▪[Prime Minister's Award : "The Person Suffered and the Person at Fault : Both Sides"](#) [PDF]

▪[Justice Minister's Award : " Passing down the memories of the war to the next generation "](#) [PDF]

- [Education, Culture, Sports, Science and Technology Minister's Award : “Remaining Pure at Heart”\[PDF\]](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

→ [Go Top](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

平成 26 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた 件数及び具体的な事例

1 人権侵犯事件の処理件数及び具体的な事例

(1) 人権侵犯事件の処理件数

平成26年中に処理した人権侵犯事件数は21,718件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は6,320件、私人間の人権侵犯の事件数は15,398件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が20,105件（全処理件数の92.6パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が695件（3.2パーセント）、「説示」^(注3)が455件（2.1パーセント）、「調整」^(注4)が37件（0.2パーセント），となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」は1件となっており、関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件は0件となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が10件（0.05パーセント）、「侵犯事実不存在」が10件（0.05パーセント）、「侵犯事実不明確」が649件（3.0パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが158件（0.7パーセント）ある。

（注1）「援助」（人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号）とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

（注2）「要請」（同第14条第1項第1号）とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）「説示」（同第14条第1項第2号）とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）「調整」（同第13条第2号）とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

（注5）「措置猶予」（同第14条第2項）とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）「啓発」（同第19条）とは、事件の関係者や地域に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の処理内訳及び処理件数

	援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置 猶予	侵犯 事実 不存在	侵犯 事実 不明確	啓発	処理 件数
26年	20,105	37	695	455	1	—	—	10	10	649	158	21,718
25年(参考)	20,663	50	401	244	—	—	—	24	31	802	137	22,172

(2) 具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例1 母親の交際相手による子に対する性的虐待

特別支援学校の女子生徒が休日に寄宿先から自宅に帰省した際、母親の交際相手から性的虐待を受けているとの相談が、同校の教員から寄せられたことを端緒に、調査を開始した事案である。

法務局は、速やかに障害者虐待防止センターに通報し、その後、本件の対応策を協議するために法務局も参加して開催されたケース会議において、被害者の休日の宿泊先等が確保された。後日、法務局が学校等に被害者の状況を聴取したところ、被害者の宿泊先は引き続き確保されていること、学校卒業後は作業所に勤務していること、自治体等による見守りの体制が整えられていることが確認できた。(措置：「援助」)

(名誉毀損事案)

事例2 町内会長による誹謗・中傷文書の配布による名誉毀損

インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子どもの学校名、学年及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されているところ、学校から当該動画投稿サイトに本件動画の削除を依頼したが削除されなかつたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件動画の掲載は被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行った結果、本件動画は削除されるに至った。(措置：「要請」)

(名誉毀損事案)

事例3 インターネット上の名誉毀損

インターネット上の掲示板に、女性が自らSNS(ソーシャル・ネットワー

キング・サービス）上に掲載しその後削除した自身の性的な写真が、氏名、年齢等とともに掲載されているところ、プロバイダに対して削除を依頼したが削除されなかつたとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件掲示板の情報は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、本件掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、一部の情報については削除されたものの、その余の情報については削除されなかつた。

そこで、法務局から、重ねて、本件掲示板の管理者に対して削除要請をした結果、当該情報は全て削除されるに至つた。（措置：「要請」）

（差別待遇事案）

事例4 駅員による車椅子利用者に対する乗車拒否

車椅子利用者が電車に乗車しようとした際、駅員に乗車の補助を依頼したところ拒否され、さらに、車椅子利用者の乗車自体を拒否する旨の発言をされたとして、介助していた親族から法務局に相談がされた事案である。

法務局が鉄道会社から事情を聴取したところ、当該駅員が、車椅子利用者が鉄道を利用する際には事前の連絡が必ずあるものと思い込んでいたとの説明があつた。

法務局が確認したところ、鉄道会社は謝罪の意向を有していたことから、そのための話し合いの場を設けた。その話し合いの場において、鉄道会社が相談者に対して謝罪するとともに、再発防止に取り組んでいくことなどの意向を示し、相談者側の納得が得られた。（措置：「調整」）

事例5 精神障害を理由とするスポーツクラブの入会拒否

申告者がスポーツクラブに入会申込をしたところ、精神障害を理由に入会を拒否されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が事情を確認したところ、スポーツクラブ側からは、精神障害がある方については、受入れ体制が整っていないことなどから、一律に入会を拒否しているとの説明があつた。

そこで法務局が、専門医の意見等をスポーツクラブ側に提示の上、精神障害を理由に一律に入会拒否することについての人権上の問題を指摘し、再考をした結果、スポーツクラブ側は方針を改め、個別の事情を考慮して入会の可否を判断する取扱いに変更した。（措置：「援助」）

事例 6 同和地区出身であることを理由とする差別

同和地区出身であることを理由として交際相手の両親から結婚に反対されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が交際相手の両親から事情を聴取したところ、申告者が同和地区出身であるため結婚に反対していると認めたため、法務局は交際相手の両親に対し、啓発資料を用いて同和問題に対する理解を深めるように働きかけ、また、同和地区出身であることを理由に結婚に反対する旨発言したことは不当な差別であり、申告者的人格を傷つける人権侵害であるとして、今後は同和問題に対する正しい理解を深めるよう説示した。（措置：「説示」）

（社会福祉施設関係事案）

事例 7 障害者支援施設の職員による虐待

障害者支援施設の職員が、利用者に対し、馬乗りになって殴るなどの暴行を加えたとの内容の新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。

法務局が本件施設の管理者等に事情を聴取したところ、本件施設の職員が利用者に暴行を加えた事実が認められた。

そこで法務局は、本件施設の管理者に対し、施設職員に対する監督、指導を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

（措置：「要請」）

（体罰事案）

事例 8 高等学校における体罰

高校生の生徒が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ、当該教員が自己の指導に従わなかった生徒に対し、その頬や頭を平手や拳で多数回殴るなどした事実が認められた。また、当該教員は過去にも体罰を行ったことにより法務局から説示を受けていた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が生徒の権利を侵害するものであり、二度と同様の行為を行うことのないよう勧告した。また、本件体罰を目撃したのにこれを制止せず黙認した別の教員に対し、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深めるよう啓発するとともに、学長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「勧告」「啓発」「要請」）

事例9 中学校における体罰

中学生の生徒が、学校の教員から体罰を受け、その後不登校状態になったとして、親から法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局の同席の下、学校側と生徒の親との間の話し合いの場が設けられ、その場において学校側が行き過ぎた指導があったことを認めるとともに、再発防止のため教職員の管理監督に注意する旨約束し、生徒の不登校状態解消に向けた支援策を講ずることとされ、両者の関係が改善された。（措置：「調整」）

（学校におけるいじめ事案）

事例10 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から無視されたり悪口を言われるなどのいじめを受け、不登校となつたにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、親から法務局に相談がされた事案である（なお、親からの相談後、児童本人からも、同趣旨の相談内容が書かれた「子どもの人権SOSミニレター」（※）が送付された。）。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校とで相違することがうかがわれたため、法務局職員及び人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その結果、学校全体としてより一層いじめ防止策を講じていくことや、児童の登校再開に向けて相互に連携を取っていくことが確認されるなど、両者の関係が修復に向かった。その後、児童は徐々に登校することができるようになった。

また、法務局は、小学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室」を実施した。（措置：「調整」）

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに對し、一通一通返事を書いている。

平成26年に特徴のあった事案に対する取組状況について

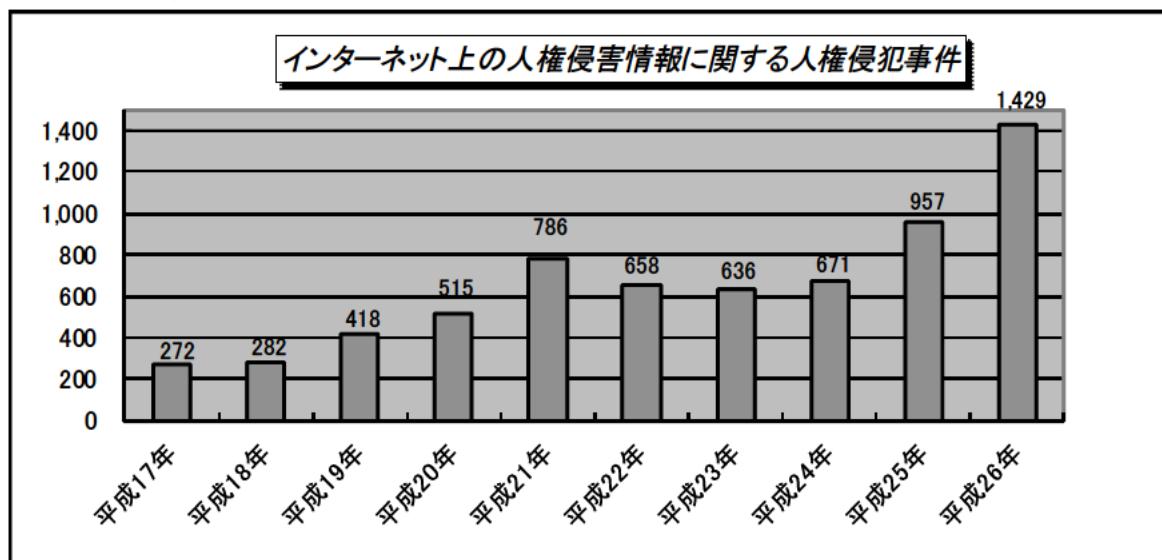
1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の増加

平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱ったインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の事件数は、前年の957件を上回る1,429件（49.3%増加）で、過去最高^{*1}の件数となった。

このうち、プライバシー侵害事案が739件、名誉毀損事案が345件となっており、この両事案で全体の75.9%を占めている。

なお、平成26年において、この両事案に関し、当機関がプロバイダ等に対し要請を行ったものは152件である。

具体的には、インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子どもの学校名、学年及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されていた事案について、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行ったものなどがある。



[参考] 人権侵犯事件の調査処理

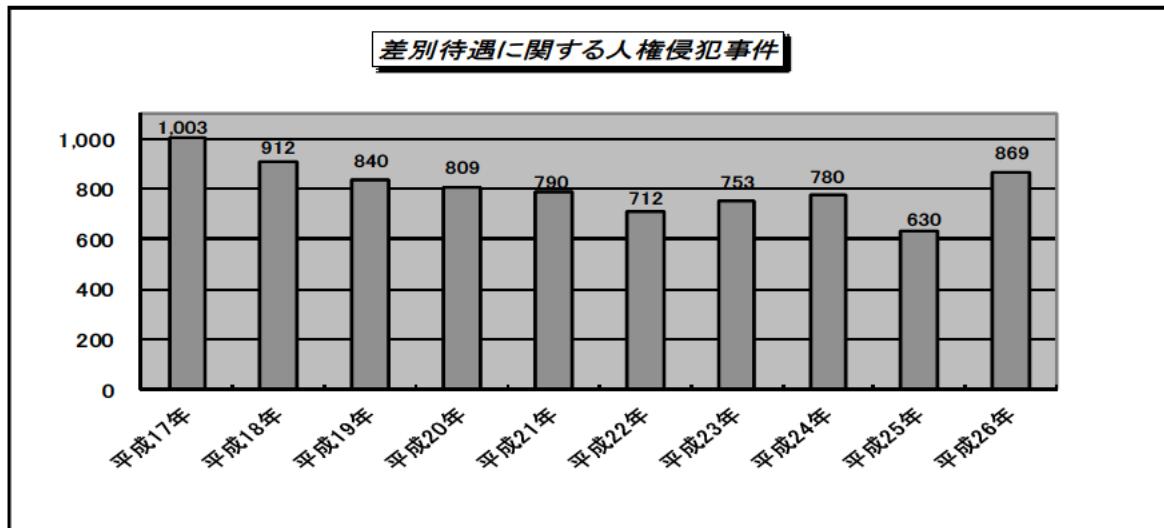
法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性の有無を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

2 差別待遇に関する人権侵犯事件の増加

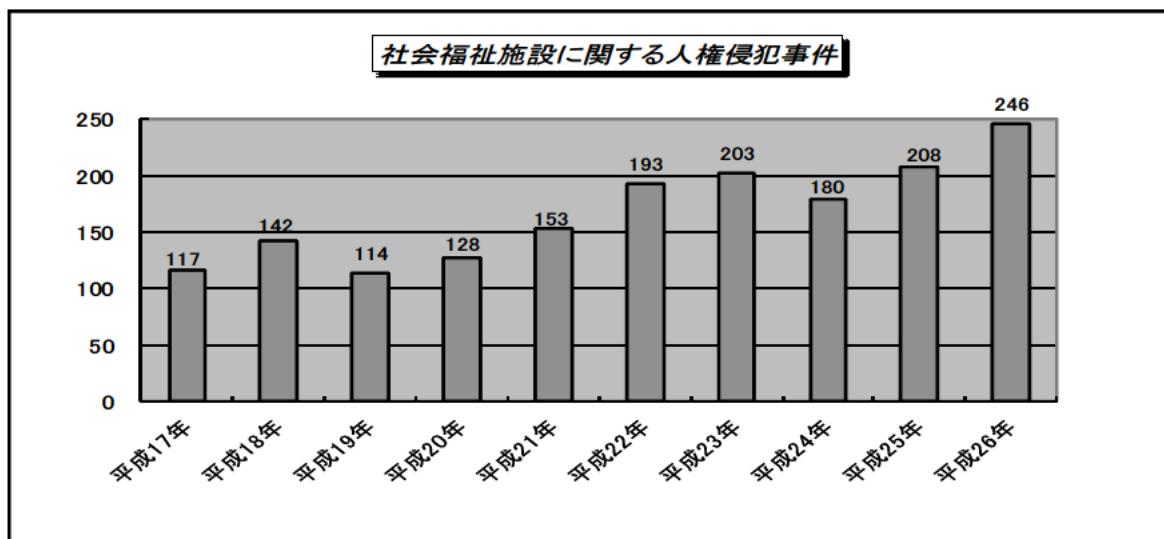
平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱った差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は、前年の630件を上回る869件（37.9%増加）となった。

このうち、障害者に関する事件の割合が30.3%（263件）と高い割合を占めており、次いで、同和問題に関する事件（13.5%（117件））、高齢者に関する事件（8.9%（77件））の順で高い割合を占めている。



3 社会福祉施設に関する人権侵犯事件の増加

平成26年中に法務局・地方法務局において取り扱った社会福祉施設に関する人権侵犯事件の件数は、前年の208件を上回る246件（18.3%増加）で、過去最高^{*2}の件数となった。



*1 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。

*2 同上

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26-(9))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け : V-12-(1))				
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート^{*2}の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度(※)	25年度(※)	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,774,194	18,729,600	19,659,780
	補正予算(b)	263,625	1,355,553	362,690	—
	繰越し等(c)	346,264	42,683	—	
	合計(a+b+c)	21,384,083	20,127,836	—	
	執行額(千円)	20,489,689	19,308,942	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*5} 				

(※) 「成果重視事業」（出入国管理業務の業務・システムの最適化）については、平成25年度をもって終了し、平成26年度からは「出入国の公正な管理」に一本化されているため、平成24年度及び同25年度の予算額・執行額等については、同事業分を含めたものとしている。

測定指標	平成26年度目標値					達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増					達成
	基準値	実績値				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	88,671	78,195	62,030	69,043	88,671	129,684

測定指標	平成26年度目標値			達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.6パーセント増(4.4%)			達成

	基準値	実績値					
		25年	22年	23年	24年	25年	26年
		3.8	2.2	2.5	2.9	3.8	5.0
参考指標	実績値						
	22年	23年	24年	25年	26年		
1 自動化ゲート通過者数（人）	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557		
2 4大空港（成田、羽田、中部、関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574		

測定指標	平成26年度目標値						達成
	基準値	実績					
3 在留資格取消件数（件）	対前年増						達成
	25年	22年	23年	24年	25年	26年	
	269	246	307	238	269	286	
参考指標	実績値						
	22年	23年	24年	25年	26年		
1 中長期在留者 ⁶ 数（人）	1,688,155	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422		
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2, 3は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
		施策の分析
(達成手段の有効性、効率性等) 【測定指標1, 2関係】 達成手段③「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日		

本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑦「出入国審査システム⁷の維持・管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑥「バイオメトリクスシステム⁸の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において、有識者協議会等で意見を聴取し、出入国管理政策に反映させることで得られた提言⁹も踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果、自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標3関係】

達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として、平成26年度に全国地方入国管理官署に対し、事実の調査¹⁰のより一層の積極的な実施を指導したほか、東京入国管理局の事実の調査専従の部署である調査第四部門において入国警備官1人を増員し、同局実態調査部門との連携等による更なる効率的な事実の調査体制の強化に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果、事実の調査を数多く実施することなどにより、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を17件上回った。これらのことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1、2】

引き続き、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。また、有識者会議から広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に適用していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア【意見】
〔反映内容〕

政策評価を行う過程において

- 評価の過程で使用したデータや文献等
・「自動化ゲート利用者登録数の推移」

て使用した資料その他の情報	(入国管理局出入国管理情報官、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報官、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課、対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」 (第6次出入国管理政策懇談会、平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会、平成26年12月26日)
---------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によって個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によって個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時において、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）」

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化（3）出入国手続の迅速化・円滑化

・空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・II-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・III-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・III-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。ま

た、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

(1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

(2) 平成26年12月に上記（1）の第6次出入国管理政策懇談会から「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組として、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukukanri/kouhou/nyukan_nyukan46_00056.html）を参照。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出よう努めることとされている中長期在留者の「受け入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。

平成26年度事後評価実施結果報告書

(法務省26- (10))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け : VI-13-(2))				
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	161,084	157,458	204,614	212,468
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	161,084	157,458	—	
実績 (千円)	執行額	144,136	147,916	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）^{*4} ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*6} ○知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）^{*7} 				

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>日本を含む43か国から、149名の刑事司法実務家を招へいし、計6回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。</p> <p>特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の</p>		

実務家を招へいし、東南アジア諸国ためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、9の会議に16名が参加した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	8	7	7	6
2 国際研修への参加人数（人）	155	130	143	118	149
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	3	4	10	13	9
5 国際会議への参加人数（人）	9	6	11	15	16

測定指標	平成26年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	11	9	13	9	9
2 国際研修への参加人数（人）	104	92	158	121	122
3 国際研修参加者の研修に対する満足感	別紙3-1のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	4	6	12	7	11
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	16	20	18	25	28

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	13	15	27	22
	派遣件数(回)	13	13	15	26	21
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	15	15	18	30	28
	派遣人数(人)	16	15	18	29	27
8 國際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 國際専門家会議への参加人数(人)		111	129	125	155	174

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1、2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
		施策の分析 (測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国そのためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む43か国から計149名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナーを行い、効率的にその効果を高めるよう図った。 また、国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。 以上のことから、充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標2】 国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙

5のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」⁸法務省ホームページから抜粋。）である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成26年度の法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標4のとおり前年度を上回っているほか、諸外国からの研究員の招へい人数、国際専門家会議の参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。また、国際研修の実施件数及び参加人数も参考指標1及び2のとおり前年度と同程度の実績となっている。

専門家の派遣依頼件数は、参考指標6のとおり前年度を下回っているものの、平成24年度以前の実績を上回っており、専門家の派遣依頼人数は、参考指標7のとおり前年度と同程度の人数となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合、また、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった（アンケートの内容は別紙3-2のとおり。）。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国的基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上

国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国的重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国的基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることには、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国ニーズを踏まえた支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。（中略）我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るために」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として、法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*5 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、（中略）法制度整備支援を一層推進する」とされている。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するための取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を推進することが挙げられている。

*7 「知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）」

司法の知財人財の育成支援のための取組として、新興国等における「法制度・運用整備を支援する」とともに、「司法における知財人財の育成を支援する」とされている。

*8 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html] を参照。

別表 1 平成26年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国(日本を除く。)	人数
国際研修・セミナー	3	アフガニスタン、 ブラジル、 ミャンマー等	73
国別・地域別研修	1	ブルキナファソ、 コートジボワール、 コンゴ民主共和国等	31
汚職防止刑事司法支援研修	1	インドネシア、 南スーダン、 モンゴル等	28
東南アジア諸国ためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	シンガポール、 ラオス、 フィリピン等	17
計	6		149

別表 2 平成26年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
ウィーン	26. 5. 12~16	第23回国連犯罪防止・刑事司法委員会(コミッショナ)	2
シンガポール	26. 5. 28	第1回日ASEANサイバー犯罪対策対話	1
大阪	26. 6. 28~29	第6回アジア犯罪学会年次大会	1
チャアム	26. 8. 17~19	第2回保護観察及び非拘禁措置に関するASEAN+3会議	3
バンクーバー	26. 9. 8~12	第34回アジア太平洋矯正局長等会議	1
ルンド	26. 10. 22~23	ラウル・ウォレンバーグ人権及び人道法研究所(RWI)設立30周年記念会議	2
ナミビア	26. 10. 26~31	第16回国際矯正刑務所協会総会	2
ミラノ	26. 12. 11~13	国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関(PNIs)間調整会議及びISPC国際会議	3
ヤンゴン	27. 2. 23~27	第4回アジア矯正建築実務者会議	1
計		(9回)	16

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修参加人数		130	143	118	149
質問	回答区分※3	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	80.0%(104人)	79.7%(114人)	70.3%(83人)	73.2%(109人)
	役立った。	18.5%(24人)	15.4%(22人)	20.3%(24人)	26.2%(39人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0%(0人)	0.8%(1人)	0.7%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	83.2%(94人)	82.1%(101人)	69.0%(69人)	71.2%(94人)
	有益であった。	14.2%(16人)	11.4%(14人)	24.0%(24人)	28.0%(37人)
	どちらとも言えない。	0.9%(1人)	0%(0人)	2.0%(2人)	0.8%(1人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	1.8%(2人)	5.7%(7人)	5.0%(5人)	0%(0人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	71.5%(93人)	74.8%(107人)	57.6%(68人)	61.7%(92人)
	役立った。	25.4%(33人)	20.3%(29人)	29.7%(35人)	36.2%(54人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)	2.0%(3人)
	役立たなかった。	1.5%(2人)	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	80.8%(105人)	81.8%(117人)	66.1%(78人)	76.5%(114人)
	有益であった。	17.7%(23人)	13.3%(19人)	20.3%(24人)	22.8%(34人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0%(0人)	3.4%(4人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0.7%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	1.5%(2人)	4.9%(7人)	10.2%(12人)	0%(0人)
この研修に参加したこと自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	78.5%(102人)	75.5%(108人)	63.6%(75人)	68.5%(102人)
	有益であった。	18.5%(24人)	18.9%(27人)	28.0%(33人)	29.5%(44人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)	2.0%(3人)
	有益ではなかった。	1.5%(2人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※2	1.5%(2人)	4.9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)

※1 東南アジア諸国そのためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※2 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※3 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修参加人数	92	158	121	122
アンケート回収数	92	158	121	122
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
質問	回答区分※6	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	56.5% (52人)	63.9% (101人)	81.8% (99人)
	習得できた。	42.4% (39人)	36.1% (57人)	17.4% (21人)
	どちらとも言えない。	1.1% (1人)	0% (0人)	0.8% (1人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	83.7% (77人)	72.2% (114人)	93.4% (113人)
	有意義であった。	16.3% (15人)	27.2% (43人)	6.6% (8人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0.6% (1人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)

研修アンケート

(各項目右端の□の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名 :

実 施 日 :

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成27年4月1日現在

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ マ	備 考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H6. 10. 3 ~10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成 7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H7. 10. 16~11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8. 2. 27~ 3. 15 (3週間)	司法制度の概要	
平成 8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H8. 8. 19~ 8. 30 (2週間)	刑法、刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H8. 9. 2 ~ 9. 20 (3週間)	商法、日本の裁判制度・法律家養成の概要	
平成 9年度	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8. 11. 19~12. 12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H9. 1. 21~ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
平成 9年度	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H9. 2. 17~ 3. 20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度、法律関係者の養成)	
	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H9. 6. 16~ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
平成 9年度	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H9. 10. 13~10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10. 1. 13~ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
平成 9年度	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10. 2. 2~ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度、裁判外の紛争処理システム)	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6. 15~ 7. 10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10. 10. 5~10. 30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8. 24~ 9. 18 (3週間)	司法行政の在り方、裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1. 12~ 2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) コトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10. 11. 16~12. 11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1~ 3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10. 10. 2~11. 25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2. 19~ 3. 12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10. 29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1. 17～1. 21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) ペレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) ペラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12. 10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
6			カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1. 24～2. 25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～6. 30 (4週間)	日本の司法制度、戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度、WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察、刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) ペキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状 アジア開発銀行(ADB)の支援	
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス (1)	H13. 3. 21～4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ マ	備 考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5. 14～6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6. 18～7. 13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8. 27～9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9. 17～10. 12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13. 10. 15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 12. 3～12. 21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2. 25～3. 20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2. 25～3. 22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13. 10. 29～11. 13 (2週間)	日蒙司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～4. 19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －中小企業に関する法制度を中心として－	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～3. 20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15.10.20～10.31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15.10.27～11.21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －担保制度及び不動産登記制度を中心として－	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15.11.10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1.13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名) を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
	8	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	9	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
平成16年度	1	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	2	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16.10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注解書作成	
	3	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16.11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	4	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	5	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	6	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	7	2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法－	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民法院との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキستان法整備支援研修	ウズベキستان(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスター・プランの内容	
	8	2006年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～3. 3 (13日間)	法曹養成	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21 (10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29 (11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30 (12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4 (12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18 (12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29 (12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17 (12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14 (10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19 (10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)		
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民法・民事訴訟法に関する附屬法令起草支援 民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟業務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ 一 マ	備 考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21. 7. 27~8. 7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21. 8. 17~8. 21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21. 9. 9~9. 17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21. 10. 5~10. 16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善、権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21. 11. 11~11. 18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 11. 30~12. 11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21. 12. 9~12. 18(10日)	中央アジア諸国における企業法制改善策	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 12. 21~12. 25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22. 2. 23~3. 5(11日)		
平成22年度	1	平成22年度中国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22. 7. 12~7. 21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22. 7. 14~7. 23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22. 8. 9~8. 17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22. 8. 19~8. 25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22. 10. 11~10. 19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22. 10. 18~10. 29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOI)	ベトナム(7)	H22. 11. 8~11. 12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22. 11. 29~12. 3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)		H22. 12. 7~12. 17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)		H22. 12. 13~12. 22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)		H23. 1. 13~1. 21(8日)	民事訴訟法改正支援	
12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)		H23. 2. 1~2. 10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(13)		H23. 3. 14~3. 22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23. 6. 20~6. 24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23. 10. 3~10. 14 (12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(13)	H23. 10. 17~10. 28 (12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研 修」	中国(8)	H23. 11. 7~11. 12 (6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23. 12. 5~12. 16 (12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び 民事関連法」	中国(11)	H24. 1. 10~1. 16 (7日)	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(15)	H24. 1. 23~2. 3 (12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24. 2. 27~3. 9 (12日)	民法改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ 一 マ	備 考
平成24年度	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 3. 12～3. 21 (10日)	裁判所組織法改正支援	
	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9～7. 19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24. 8. 13～8. 24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5～9. 12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24. 9. 18～9. 27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1～10. 12(12日)	民事訴訟法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15～10. 26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24. 11. 25～12. 8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29～12. 14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10～12. 18(9日)	ベトナム刑事司法制度改訂支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25. 1. 9～1. 15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25. 1. 28～2. 5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4～2. 15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
平成25年度	13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 2. 18～2. 28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25. 7. 29～8. 9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25. 8. 4～8. 8(5日)	ベトナム刑事司法制度改訂支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SCC)	ベトナム(10)	H25. 10. 2～10. 11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本研修	ラオス(12)	H25. 10. 7～10. 18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5 研修	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(20)	H25. 10. 21～11. 1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギスタン(3) タジキスタン(3)	H25. 11. 27～12. 15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネバール法整備支援研修「事件管理」	ネバール(20)	H25. 12. 10～12. 20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8 研修	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(16)	H26. 2. 10～2. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26. 3. 4～3. 11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
平成26年度	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26. 5. 17～5. 31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2 研修	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(16)	H26. 6. 9～6. 20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネバール法整備支援研修「罰停」	ネバール(10)	H26. 9. 15～9. 27(13日)	裁判所能力強化支援	
	4 研修	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(16)	H26. 10. 20～10. 31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26. 11. 2～11. 15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第3回ネバール法整備支援研修「事件管理」	ネバール(14)	H26. 12. 1～12. 13(13日)	裁判所能力強化支援	
	7 研修	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援	カンボジア(16)	H27. 2. 2～2. 13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	ベトナム民法改正支援	
	9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度まででは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

別紙5

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が打ち出され、それまでの典型的な社会主義的計画経済から転じて市場経済の導入が決定されました。しかし、市場経済への移行は、それに適応し得るだけの法制度が整備されなければ画に描いた餅に終わることとなります。そこで、ベトナムは、同じアジアの先進国である我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行いました。法務省では、この要請に応じて、1994年10月にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年からは弁護士出身の長期専門家1名が派遣され、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省からも2名の長期専門家（裁判官出身と検事出身の各1名）が派遣されるようになり、裁判官出身・検事出身・弁護士出身の長期専門家3名が首都ハノイに常駐して日常的な支援を行う態勢が整いました。その後、支援対象機関は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関に広がり、活動分野も、民法、民事訴訟法、民事執行法、破産法、国家賠償法などの民商事法分野のみならず刑事訴訟法などの刑事法分野にも拡大されました。また、その支援内容も、法令の起草支援にとどまることなく、法令の実際の運用に携わるいわゆる「法曹」を中心とした人材育成支援にも焦点を当てた活動が続けられてきました。

現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）の実施中であり、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、年間に3回程度実施される日本国内での研修や、日本の大学教授等を派遣して行われる現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、ハノイにおける活動にとどまらず、地方都市における実務改善にも意欲的に取り組んでおり、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

カンボジア

カンボジアでは、1975年から1979年にかけてのポル・ポト政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動を経て、1993年にカンボジア王国憲法が制定され、自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で、ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受け、1996年から、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

別紙5

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って、その能力強化を図り、現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため、法務省から裁判官出身者1名、検察官出身者延べ3名が長期専門家としてカンボジアに派遣され、教官候補生に対する指導、模擬裁判の実施、教材作成などの支援活動を行つてきました。

2012年4月から、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法官職養成学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、日本の裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして人材育成に取り組んでいます。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行つてきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後、2013年には世界貿易機関（WTO）への加盟を果たしました。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえず、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2007年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を続け、これを踏まえ、2010年7月から、新たにJICAの「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（4年間）が開始されました。このプロジェクトは、ラオスの法務・司法関係機関職員、法学教育・研修機関等が、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、理論と実務を関連付けて分析し、その結果を教材としてまとめ（2012年8月には、民法典起草支援もプロジェクトの内容に加わりました。）、さらに、普及活動を行うことを通じて、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指すものです。当部では、このプロジェクトのために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協

別紙5

力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、2008年度から2013年度まで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しています。

韓国

国際協力部では、日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓國の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、「日韓パートナーシップ共同研究」を毎年1回日韓両国で約10日間ずつ実施しています。この共同研究では、所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び仲裁法、民事関連法の立法支援を実施し、さらに2012年からは支援対象を拡大し、行政訴訟法、行政関連法の立法支援を実施しています。支援の中心は、現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが、これらの支援の結果、中国で2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が挙がっています。

インドネシア

約2億3800万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、

別紙5

(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降は、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上、民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、種々の政策を押し進め、着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も、そのようなミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

当部は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、外務省やJICA、大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいして、共同研究を行うなどして、法律分野での交流を促進してきました。

そして、2013年8月には、JICAにおいて、連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」(期間3年)の合意に至り、同年11月から、同プロジェクトが正式始動しました。同プロジェクトでは、起草支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進める予定となっており、当部は、2014年以降も、関係機関と緊密に連携をとりながら、職員を現地に長期派遣するなどして、同プロジェクトに全面的に協力していきます。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し、その後、制憲議会により憲法制定作業を進めています。また、これと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・AIN法典」(民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典)の分割改正作業に着手し、2011年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では、ネパールの民主化への歩みを支援するため、JICAなどと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか、ネパールでは、訴訟遅延が大きな問題となっていることから、2012年には、裁判官などを対象に「事件管理」をテーマとした研修を実施し、2013年9月からは、JICAにおいて、新たに「迅速かつ公平な紛争解決のための

別紙5

裁判所能力強化プロジェクト」が開始され、国際協力部もこれに協力しています。このプロジェクトは、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を目指すもので、2013年12月には、同プロジェクトの第1回本邦研修を実施しました。また、刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を実施してきましたが、2013年8月には、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しました。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によくやく独立を果たした、21世紀最初の独立国です。独立後は国連等国際機関や先進国の支援を受けながら国づくりを進めており、現在は、ASEAN加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。

法整備を行うにしても、東ティモールでは法整備を行う人材や情報、経験が極端に不足しているため、外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から、国際協力部では、JICA（独立行政法人国際協力機構）と連携するなどして、2009年から、東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで、日本での研修や現地でのセミナーを通じて、立法技術に関する研修のほか、「逃亡犯罪人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し、東ティモールの法案起草担当者が、単なる外国法のコピー・アンド・ペーストではなく、自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。